第4期
八潮市地域福祉計画（素案）

令和9年度～令和14年度

令和9年●月

八潮市

ごあいさつ

令和9年●月　　八潮市長

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨 3
２　本市における「協働」について 5
３　地域福祉を取り巻く社会動向 6
４　地域共生社会の実現に向けて 8
５　計画の位置づけ 9
６　計画の期間 11
７　計画の策定体制 12

第２章　八潮市の現状と課題

１　八潮市の地域福祉を取り巻く概況 15
２　福祉に関する各種アンケート調査結果 30
３　第３期計画の評価 34
４　八潮市の地域福祉を取り巻く課題 38

第３章　計画の基本方針

１　将来像 43
２　基本理念（共通理念） 43
３　基本目標 44
４　計画の体系 45
５　地域福祉圏域 46

第４章　施策の展開

基本目標１　ともに手を携え互いに支え合う絆づくり 50
基本目標２　地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり 58
基本目標３　安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり 66
基本目標４　多様な福祉課題に対応できるしくみづくり 72

第５章　計画の推進

１　計画を推進するための各主体の役割 81
２　計画の進行管理 83

資料編

１　各種アンケート調査結果 87
２　計画策定の経過 98
３　策定の体制 99
４　用語解説 100

第1章

計画の概要

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

(1)計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化等、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域においては、住民同士のつながりの希薄化やコミュニティ活動の担い手不足・高齢化が進み、これまで地域が担ってきた支え合いの機能が弱まりつつあります。

こうした中、生活困窮やひきこもり、孤独・孤立、介護や子育てに関する不安等、様々な生活課題を抱える人や世帯が増加しています。さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子どもが家族の介護や世話を担う「ヤングケアラー」等、一つの世帯が複数の課題を抱える複雑化・複合化した問題も顕在化しています。

国では、このような社会状況の変化を踏まえ、制度や分野の枠を超えて人と人、人と地域がつながり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域活動や支え合いに主体的に関わるとともに、行政や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携・協働し、包括的な支援体制を整備していくことが求められています。

八潮市(以下「本市」という。)では、平成24年3月に「八潮市地域福祉計画」、平成29年3月に「第2期八潮市地域福祉計画」、令和4年3月に「第3期八潮市地域福祉計画」(以下「第3期計画」という。)を策定し、市民、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、福祉事業者、地域における活動団体等と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、社会福祉制度の見直しや地域共生社会の実現に向けた取組が進められる等、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では第3期計画の取組の成果や課題を検証するとともに、地域福祉に関する現状やニーズを把握し、令和9年度から令和14年度までを計画期間とする「第4期八潮市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。本計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2)地域福祉とは

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携・協働を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、助け合い、支え合う関係やその仕組みを築いていくことです。

（3）地域福祉計画とは

地域福祉の仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉の推進及び地域福祉計画の策定は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

〇社会福祉法＜第107条＞より抜粋（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

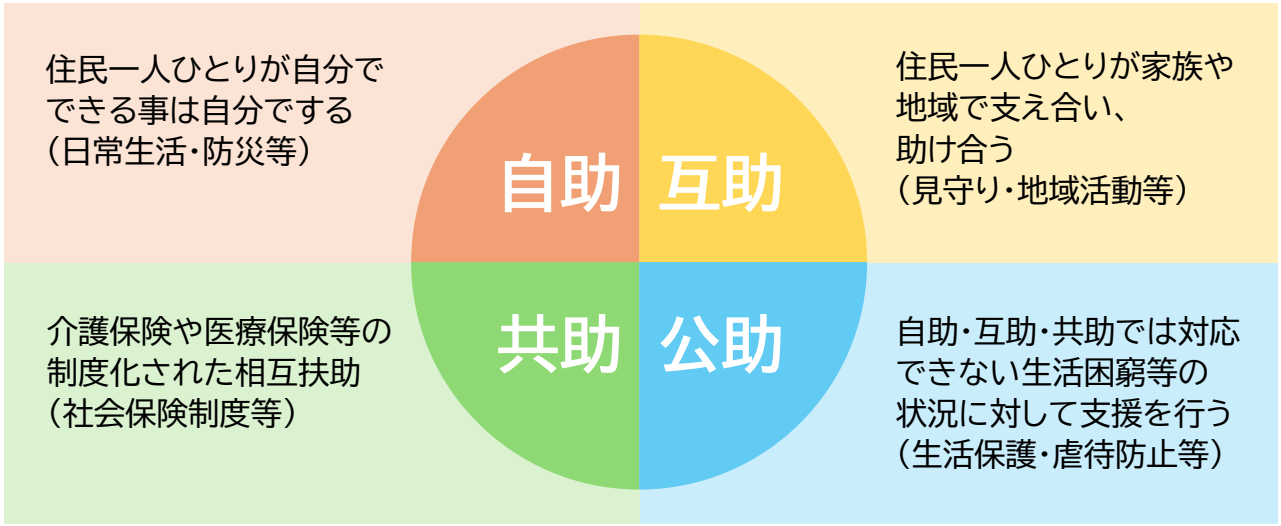
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、自分でできることに取り組む「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい、支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

また、介護保険や医療保険等の制度化された相互扶助である「共助」の仕組みを社会全体で維持・活用するとともに、行政による制度やサービス、相談・支援等の「公助」を適切に提供していくことが求められます。

本計画では、「自助・互助・共助・公助」を地域福祉を支えるそれぞれの重要な要素として捉え、いずれかを優先したり、特定の役割に限定したりするのではなく、それぞれの役割や特性を生かしながら、相互に連携・補完することにより、地域福祉を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



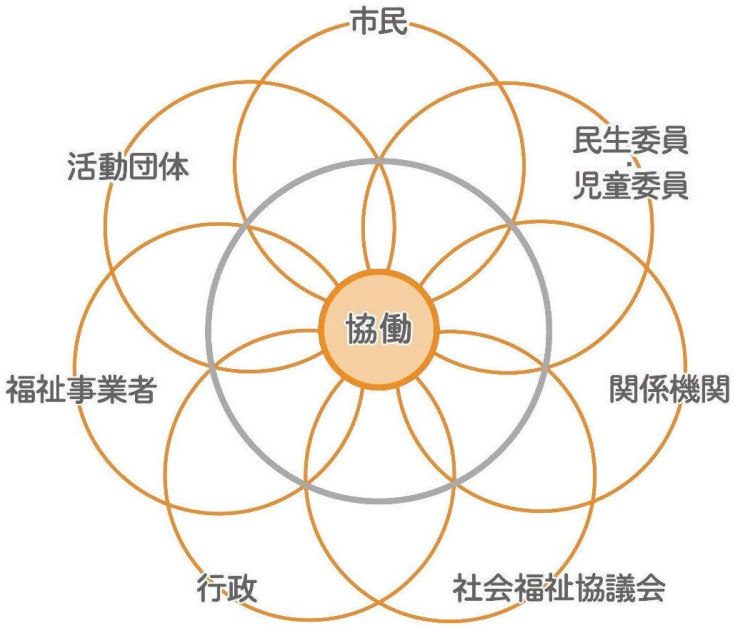
2　本市における「協働」について

本市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

本市のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組み等の基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」においても協働の原則が定められており、そこでは、「市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること」と定められています。

地域福祉の推進にあたっても、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉活動を担う市民や、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、行政、福祉事業者、町会・自治会・ボランティア団体・NPO・企業・商工関係団体等の活動団体等の多様な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していくこととします。

■地域福祉を推進するための「協働」のイメージ



3　地域福祉を取り巻く社会動向

(1)国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成30年	「社会福祉法」施行	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされた。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化等一層の自立の促進を図るための措置が示された。
令和3年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示された。
	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示された。
令和5年	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進することを目的として策定された。
	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定められた。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体が認知症施策の推進に関する計画を策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化していくことが示された。
令和7年	「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行	こどもや保護者が安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境の整備に向け、児童虐待防止対策や保育人材確保を強化していくこと等が示された。
令和8年	「社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 （令和9年4月施行予定）	質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定的な経営基盤の確立を図るとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を強化することが示された。 また、身寄りのない高齢者等への支援や成年後見制度を含む権利擁護支援の充実が図られることとなった。

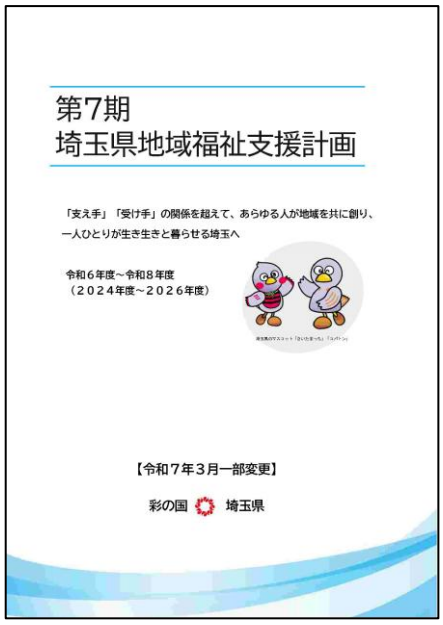
(2)埼玉県の動向

■第7期　埼玉県地域福祉支援計画(令和6年度～令和8年度)

埼玉県では、社会福祉法第108条第1項に基づき、都道府県地域福祉支援計画として「第7期埼玉県地域福祉支援計画」が策定されました。計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とされ、地域共生社会の実現に向けた県の地域福祉施策の方向性が示されています。

また、「埼玉県高齢者支援計画(認知症施策推進計画)」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画(現:埼玉県こども・若者計画)」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」等個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。

基本理念として、『「支え手」「受け手」の関係を超えて、あらゆる人が地域を共に創り、一人ひとりが生き生きと暮らせる埼玉へ』が掲げられており、この理念のもと、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、分野を超えた包括的な支援体制整備を推進することとしています。



なお、第8期埼玉県地域福祉支援計画が令和9年3月に策定されることから、本計画においてもその内容との整合を図っていくものとします。

(3)持続可能な地域づくり～SDGs の視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



4　地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度や分野、世代を超えて人と人、人と地域がつながり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会です。

地域共生社会では、支援を必要とする人を支えるだけでなく、一人ひとりが地域社会の一員として役割や生きがいを持ち、互いに支え合いながら暮らしていくことが重要とされています。

また、地域住民、関係機関、社会福祉協議会、行政、福祉事業者、地域団体等の多様な主体が連携・協働し、地域における課題の解決に向けて取り組むことで、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりにつながります。

本市においても、多様な主体の連携と協働のもと、市民一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍できる環境づくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。

〇地域共生社会のイメージ図



資料：厚生労働省ホームページ「地域共生社会の推進」を参考に作成

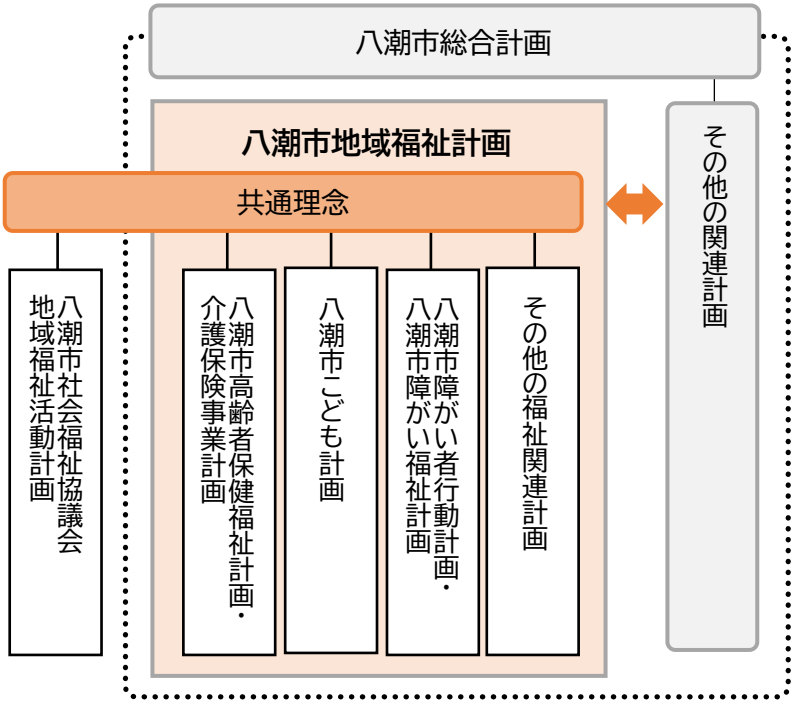
5　計画の位置づけ

(1)本計画の位置づけ

本計画は、「八潮市総合計画」の政策領域別計画として、福祉分野の個別計画の地域福祉推進に関する方針や施策等と連携を図るとともに、既に個別分野ごとに策定している計画及び国や県等から出されている地域福祉に関連する法律や計画等との整合を図り、新たな社会問題をはじめとする地域の広範な生活課題に対応できる計画とします。

また、本計画は「地域」に着目し、地域において支援を必要とする人の生活課題解決のための方策について定めるとともに、地域福祉を推進していく上で特に重要な役割を担う八潮市社会福祉協議会との連携を図るため、八潮市社会福祉協議会の取組も併せて掲載することとします。

○計画の位置づけ



（2）本市における福祉分野の個別計画

①第10期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）

老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めたものであり、全ての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上等、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し、供給量及び供給体制の見込みを定めるための計画として位置づけられるものです。

『健康でいきいきと安心して暮らしつづけられる地域をめざして』を基本理念として掲げ、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

②第9次八潮市障がい者行動計画・第8期八潮市障がい福祉計画（令和9年度～令和11年度）

障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

『ともに生き、ともに支え合う地域づくり』を基本理念として掲げ、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援に取り組んでいます。

③八潮市こども計画（令和7年度～令和11年度）



こども基本法第10条第1項に基づく計画として、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「八潮市母子保健計画」を含めた一体的な計画として位置づけられるものです。

市内に住むこどもたちの心と体が元気に育つことを願い、「こども」や「こどもを支える人たち」を支援し、こどもたちが安心して元気に育つことができる社会を作るための計画です。

「こどもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」という考えにより、『こどもも　親も　輝けるまち　やしお』を基本理念として掲げ、こどもの権利を尊重していくことを念頭に、家庭や教育機関、地域社会と協働しながら、こどもの育ちの支援に市全体で取り組んでいます。

6　計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

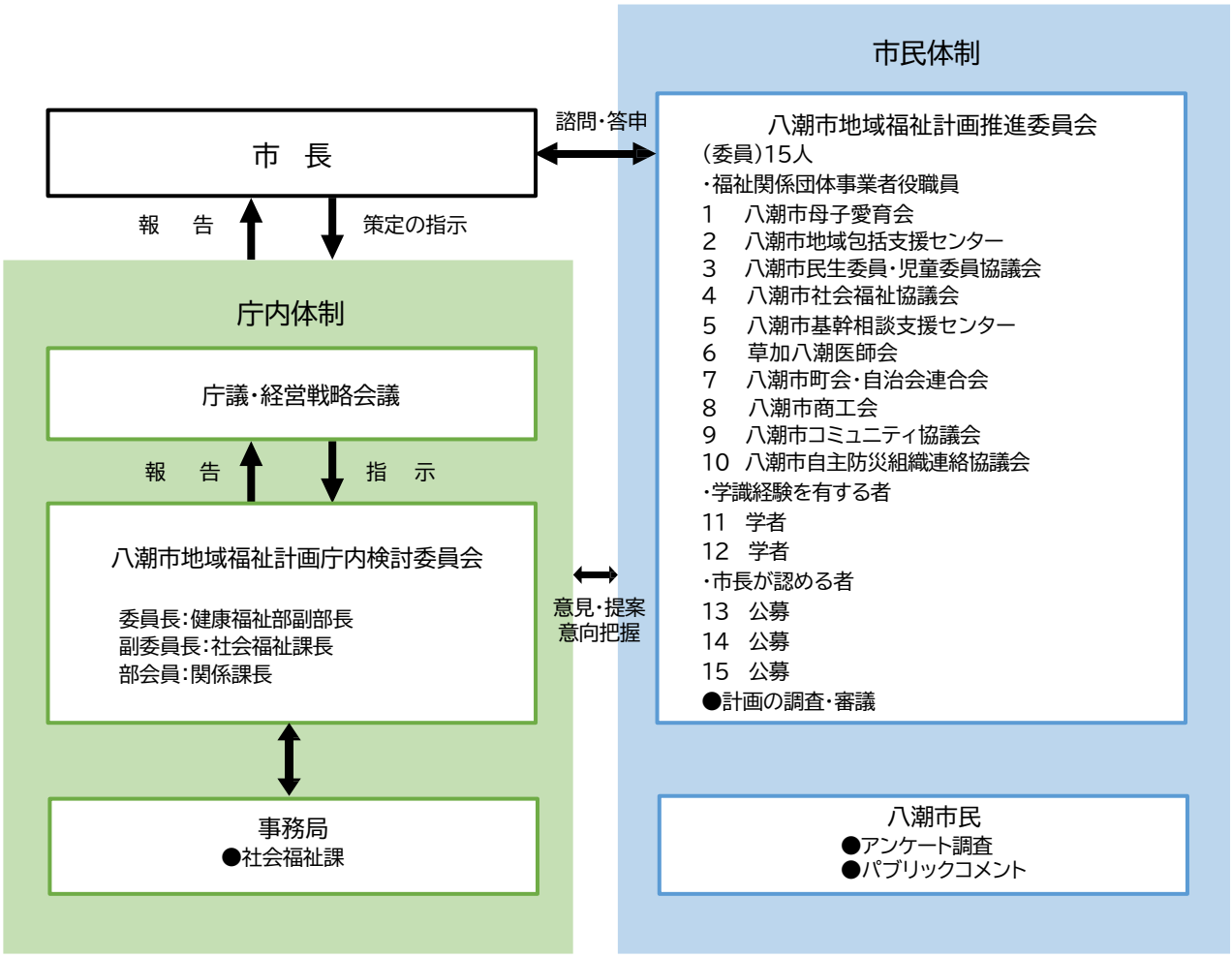
〇計画の期間

<table>
<tr><th>計画 ＼ 年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th><th>令和14年度</th></tr>
<tr><td>総合計画</td><td colspan="6">第6次八潮市総合計画
【令和8年度～令和17年度】</td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td colspan="6">第4期八潮市地域福祉計画
【令和9年度～令和14年度】</td></tr>
<tr><td>高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画</td><td colspan="3">第10期八潮市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
【令和9年度～令和11年度】</td><td colspan="3">（仮）第11期八潮市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
【令和12年度～令和14年度】</td></tr>
<tr><td>障がい者行動計画
障がい福祉計画</td><td colspan="3">第9次八潮市障がい者行動計画・
第8期八潮市障がい福祉計画
【令和9年度～令和11年度】</td><td colspan="3">（仮）第10次八潮市障がい者行動計画・
第9期八潮市障がい福祉計画
【令和12年度～令和14年度】</td></tr>
<tr><td>こども計画</td><td colspan="3">八潮市こども計画
【令和7年度～令和11年度】</td><td colspan="3">（仮）第2期八潮市こども計画
【令和12年度～令和16年度】</td></tr>
<tr><td>埼玉県地域福祉支援計画</td><td colspan="3">第8期埼玉県地域福祉支援計画
【令和9年度～令和11年度】</td><td colspan="3">（仮）第9期埼玉県地域福祉支援計画
【令和12年度～令和14年度】</td></tr>
</table>

7　計画の策定体制

本計画は、以下の体制により内容の審議を行い策定しました。

■計画の策定体制



第2章

八潮市の現状と課題

第2章　八潮市の現状と課題

1　八潮市の地域福祉を取り巻く概況

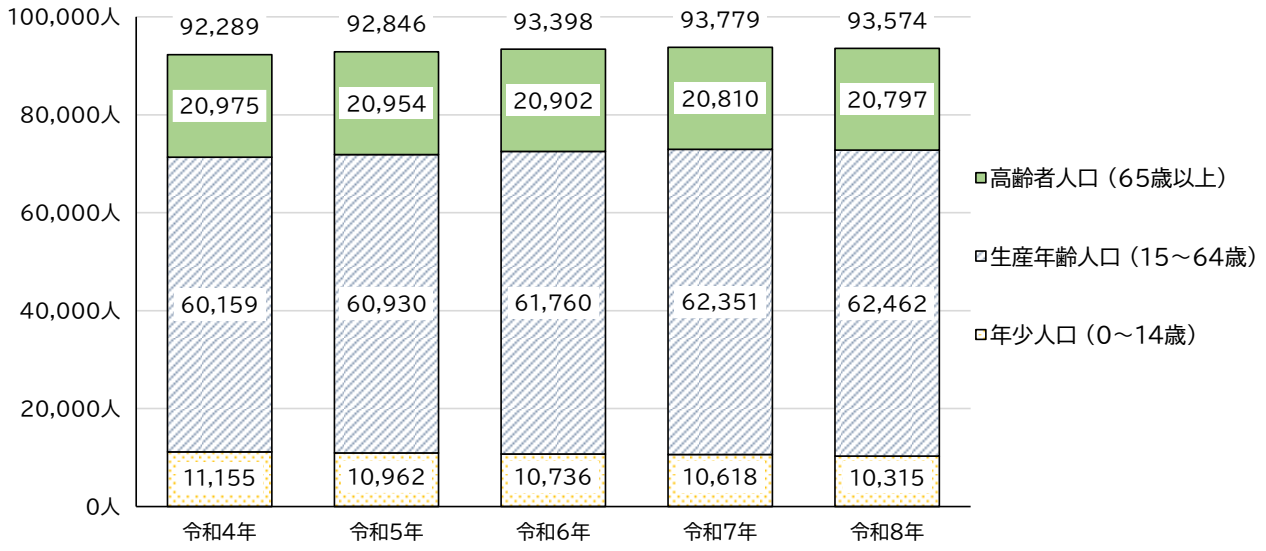
本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向や本市における地域福祉を取り巻く概況について的確に捉えていくことが重要です。ここでは、統計データや地域活動の状況等、本市の地域福祉に関連する概況を整理します。

(1)人口動態と世帯の概況

①人口の推移

総人口は、令和8年10月1日現在で93,574人となっており、令和4年と比較すると1,285人増加しています。0～14歳の年少人口は令和4年の11,155人から令和8年には10,315人となり、減少傾向で推移しています。一方、15～64歳の生産年齢人口は60,159人から62,462人となり、増加傾向で推移しています。また、65歳以上の高齢者人口は20,975人から20,797人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

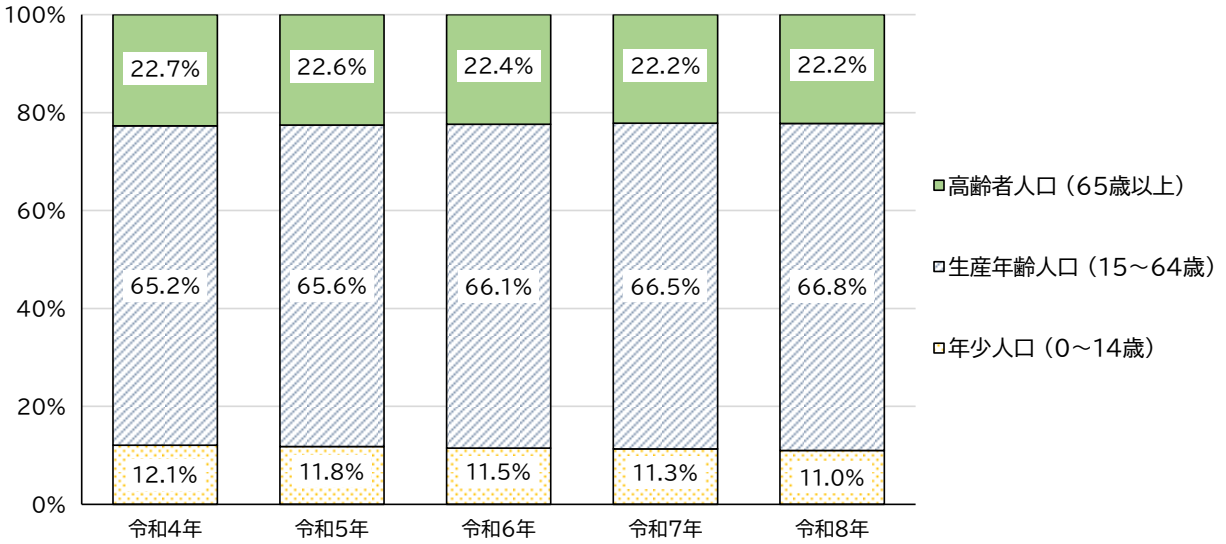


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口構成比の推移

人口構成比をみると、0～14歳の年少人口の割合は減少傾向にある一方、15～64歳の生産年齢人口の割合は65%を超えており、増加傾向で推移しています。また、65歳以上の高齢者人口の割合は22%台で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

■年齢3区分別人口構成比の推移

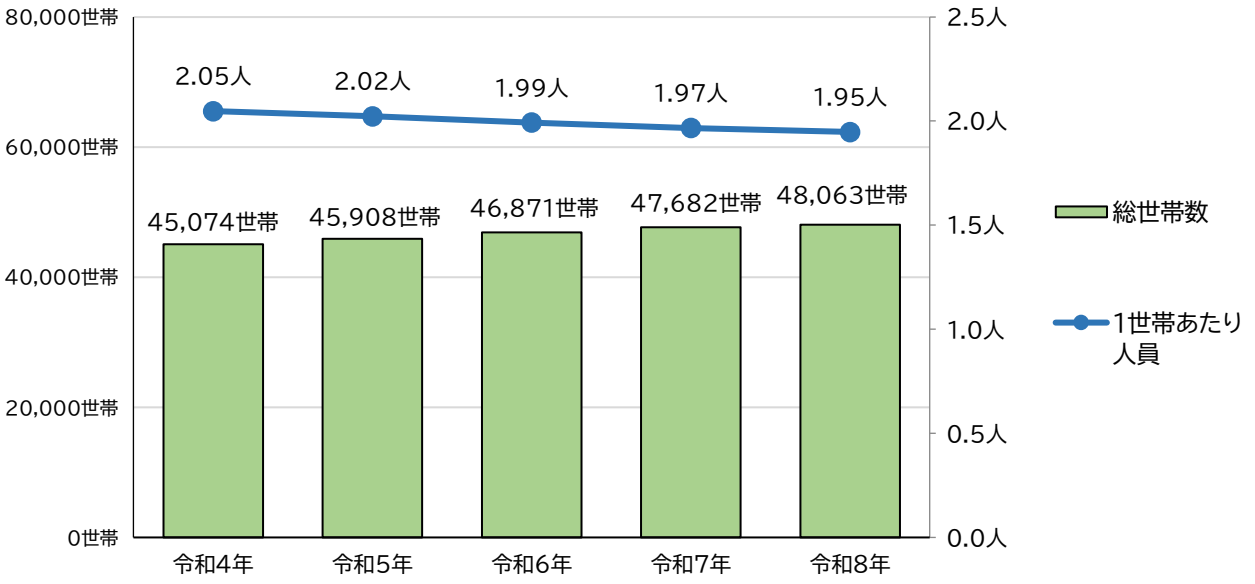


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数は令和8年10月1日現在で48,063世帯となっており、増加傾向で推移しています。一方、1世帯当たり人員は令和4年の2.05人から令和8年には1.95人へ減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

④転入・転出の状況

本市の転入・転出の状況をみると、令和3年は転出超過となっていましたが、令和4年以降は転入超過の状況が続いています。

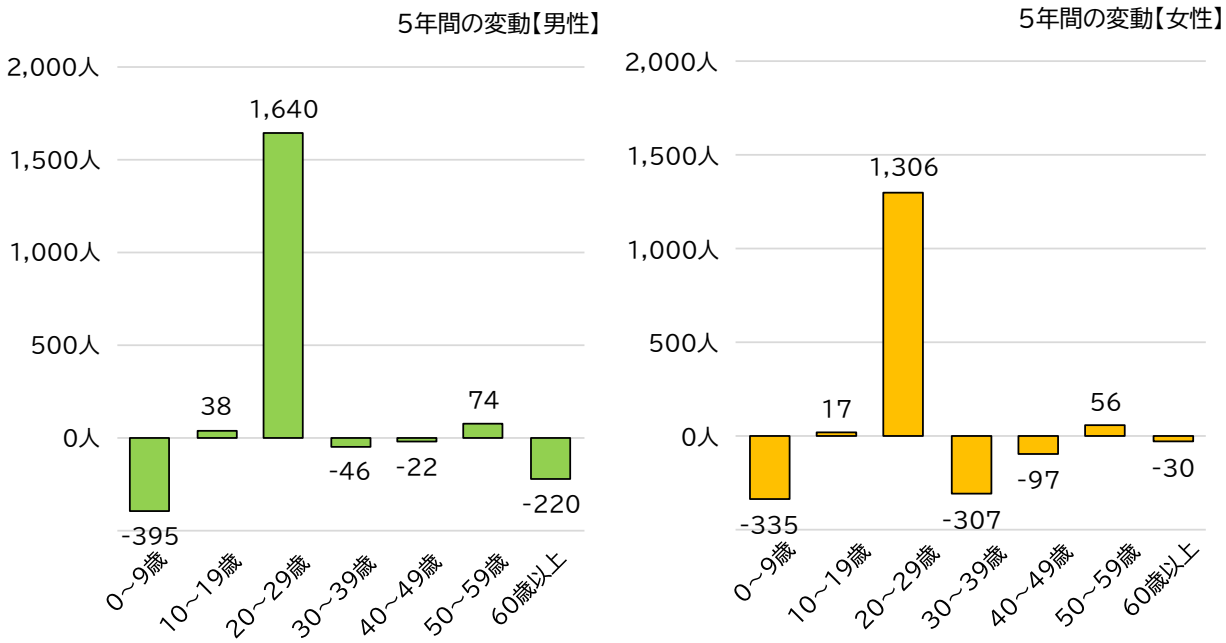
性別・年齢別に令和3年から令和7年までの5年間の人口移動をみると、20～29歳では男性が1,640人、女性が1,306人の転入超過となっており、他の年代と比べて転入超過が顕著となっています。一方、0～9歳、30～39歳、60歳以上では、男女ともに転出超過となっています。

■国内他地域との間の転入届に基づく年間人口移動

	転入[A]（人）	転出[B]（人）	転入超過[C] [A]－[B]	総移動[D] [A]＋[B]	[C]÷[D]（%）
令和3年	4,787	4,906	▲ 119	9,693	▲ 1.2
令和4年	5,047	4,688	359	9,735	3.7
令和5年	5,291	4,569	722	9,860	7.3
令和6年	5,313	4,815	498	10,128	4.9
令和7年	4,891	4,672	219	9,563	2.3

資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

■令和3年～令和7年の住民基本台帳人口の変動



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

⑤圏域別の状況

令和8年10月1日現在の圏域別の総人口は、南部圏域が31,897人で最も多く、北部圏域が16,045人で最も少なくなっています。令和4年と比較すると、総人口は東部圏域と南部圏域で増加し、西部圏域と北部圏域で減少しています。一方、世帯数は全ての圏域で増加しており、1世帯当たり人員は全ての圏域で減少しています。

65歳以上の高齢者人口の割合が最も高い圏域は北部圏域で31.9%、最も低い圏域は南部圏域で16.3%となっており、圏域間で差がみられます。

また、0～14歳の年少人口の割合は、南部圏域が12.8%で最も高く、西部圏域が9.2%、北部圏域が8.2%と1割を下回っています。

※本市の圏域の区分等については 46 ページに詳細を記載しています。

■地域福祉圏域別の総人口と世帯数の比較　　単位：人、世帯

	令和4年			令和8年		
	総人口	世帯数	1世帯当たり人員	総人口	世帯数	1世帯当たり人員
東部圏域	24,446	11,310	2.16	24,972	12,150	2.06
西部圏域	20,847	9,948	2.10	20,660	10,458	1.98
南部圏域	30,462	15,745	1.93	31,897	17,088	1.87
北部圏域	16,534	8,071	2.05	16,045	8,367	1.92
合計	92,289	45,074	2.05	93,574	48,063	1.95

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■地域福祉圏域別の年齢3区分別人口の比較　　単位：人

	令和4年			令和8年		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
東部圏域	3,301	15,976	5,169	3,003	16,770	5,199
	13.5%	65.4%	21.1%	12.0%	67.2%	20.8%
西部圏域	2,108	13,431	5,308	1,905	13,472	5,283
	10.1%	64.4%	25.5%	9.2%	65.2%	25.6%
南部圏域	4,197	21,046	5,219	4,087	22,615	5,195
	13.8%	69.1%	17.1%	12.8%	70.9%	16.3%
北部圏域	1,549	9,706	5,279	1,320	9,605	5,120
	9.4%	58.7%	31.9%	8.2%	59.9%	31.9%
合計	11,155	60,159	20,975	10,315	62,462	20,797
	12.1%	65.2%	22.7%	11.0%	66.8%	22.2%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2)高齢者福祉に関する概況

①高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移しており、令和8年10月1日現在で20,797人、高齢化率は22.2%となっています。

高齢者を65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は減少傾向にある一方、後期高齢者は増加傾向にあります。令和8年10月1日現在では、前期高齢者が7,794人、後期高齢者が13,003人となっており、後期高齢者が総人口に占める割合は13.9%となっています。

■高齢者人口と高齢化率の推移　　単位:人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	92,180	92,289	92,846	93,398	93,779	93,574
65歳以上合計	20,986	20,975	20,954	20,902	20,810	20,797
	22.8%	22.7%	22.6%	22.4%	22.2%	22.2%
65～74歳（前期高齢者）	10,225	9,527	9,024	8,523	8,065	7,794
	11.1%	10.3%	9.7%	9.1%	8.6%	8.3%
75歳以上（後期高齢者）	10,761	11,448	11,930	12,379	12,745	13,003
	11.7%	12.4%	12.8%	13.3%	13.6%	13.9%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

②高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者を含む世帯は、令和7年10月1日現在で13,653世帯となっており、全世帯の31.0%を占めています。令和2年と比較すると、65歳以上の高齢者を含む世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

そのうち、高齢者単身世帯は4,229世帯で、全世帯の9.6%を占めており、増加傾向で推移しています。一方、高齢夫婦世帯は3,623世帯で、全世帯の8.2%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■高齢者世帯の推移　　単位:世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総数（一般世帯及び施設等の世帯）	27,495	32,467	35,763	42,183	44,097
65歳以上を含む世帯	7,823	10,608	12,761	13,638	13,653
	28.5%	32.7%	35.7%	32.3%	31.0%
高齢者単身世帯	1,294	2,065	2,853	3,531	4,229
	4.7%	6.4%	8.0%	8.4%	9.6%
高齢夫婦世帯	1,921	2,768	3,427	3,675	3,623
	7.0%	8.5%	9.6%	8.7%	8.2%
その他の世帯	4,608	5,775	6,481	6,432	5,801
	16.8%	17.8%	18.1%	15.2%	13.2%

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

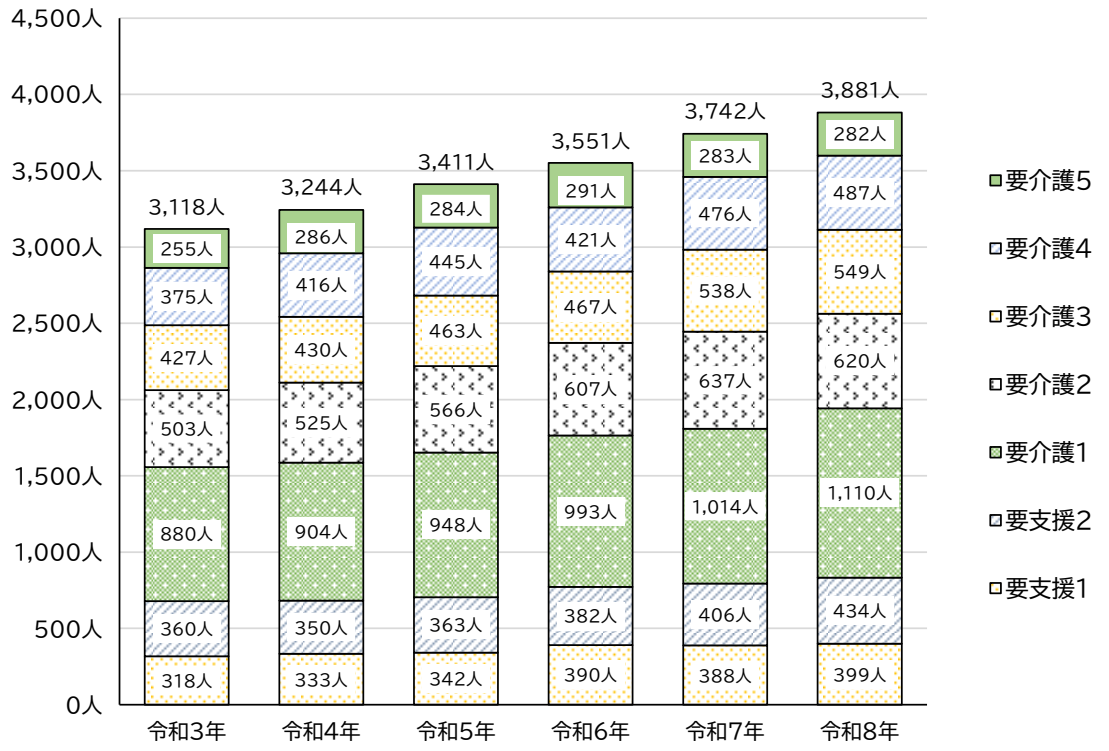
③要支援・要介護認定者

令和8年7月31日現在、要支援・要介護認定者数は3,881人となっています。内訳は、要支援認定者（要支援1及び要支援2）が833人で全体の21.5%、要介護認定者（要介護1～要介護5）が3,048人で全体の78.5%となっています。

要介護認定者の中では、要介護1が1,110人で最も多く、次いで要介護2が620人となっています。

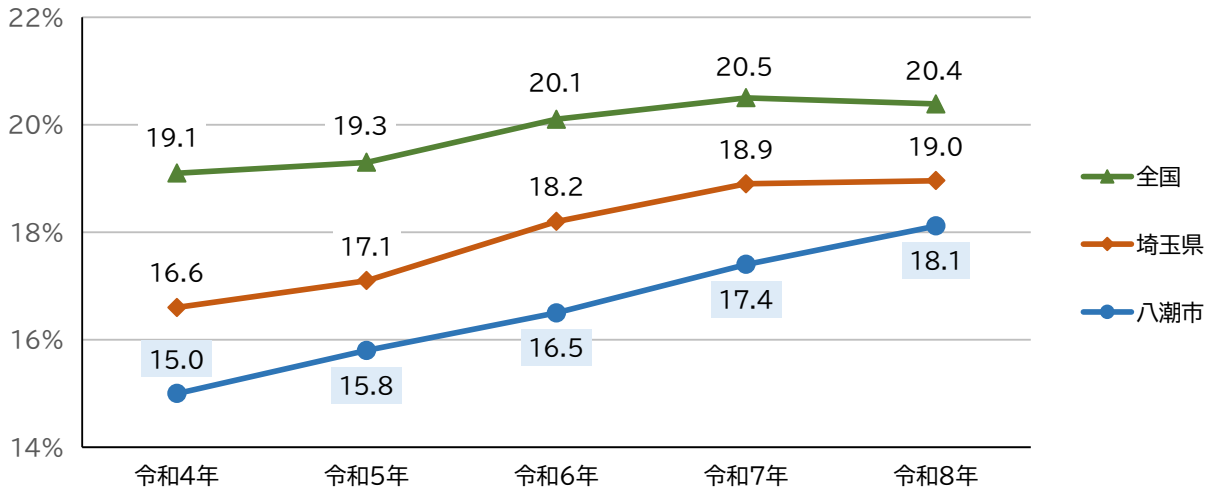
また、65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率は18.1%となっており、全国の20.4%及び埼玉県の19.0%を下回っています。

■要支援・要介護認定者数の推移※令和8年は7月31日時点（9月30日が公表次第差し替え）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

■65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率の推移※令和8年は7月31日時点（9月30日が公表次第差し替え）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

④高齢者の社会参加

八潮市シルバー人材センターは、社会参加や生きがいづくりを希望する働く意思のある高齢者を対象に、働く機会を組織的に提供しています。

八潮市シルバー人材センターの会員数は、令和3年度の537人から令和7年度には431人となり、減少傾向で推移しています。また、受注件数についても令和4年度の1,330件をピークに減少し、令和7年度には974件となっています。

■シルバー人材センター会員数及び受注件数の推移　　単位：上段：人、下段：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会員数	537	506	474	459	431
受注件数	1,326	1,330	1,208	1,068	974

資料：長寿介護課（各年度3月31日現在）



(3)障がい者福祉に関する概況

①身体障害者手帳所持者

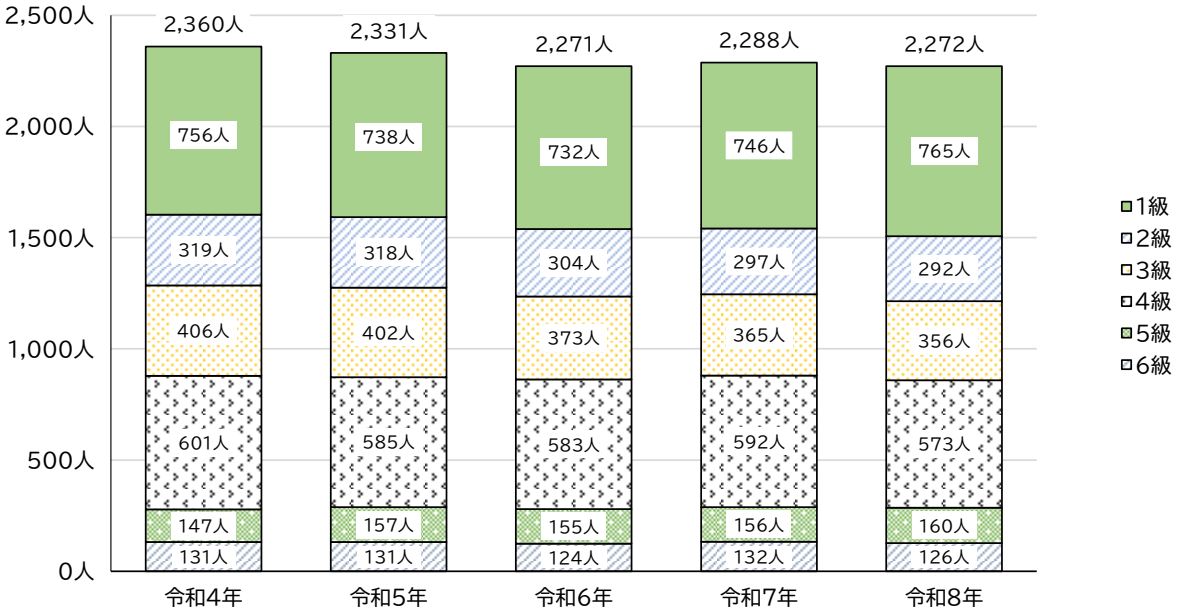
身体障害者手帳所持者数は、令和4年から令和6年にかけて減少し、その後はおおむね横ばいで推移しています。令和8年4月1日現在では2,272人となっており、令和4年と比べて88人減少しています。

障がいの等級別では、1級が765人で最も多く、次いで4級が573人となっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が1,077人で最も多く、次いで内部障がいが841人となっています。

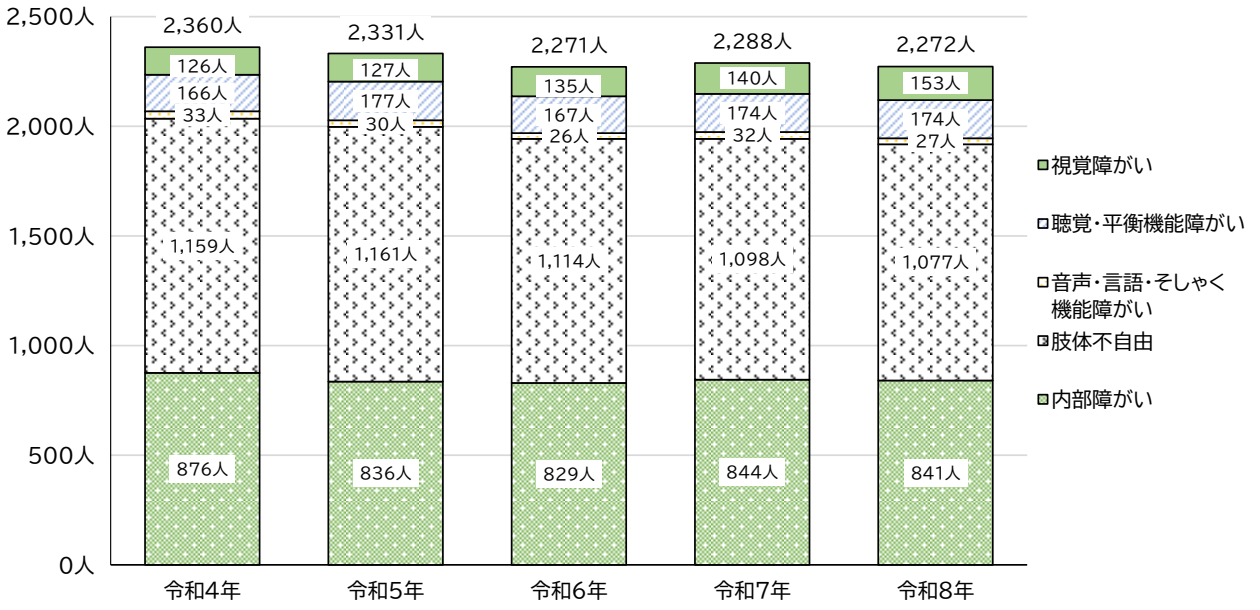
■身体障害者手帳所持者数の推移

≪等級別≫



資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

≪障がいの種類別≫



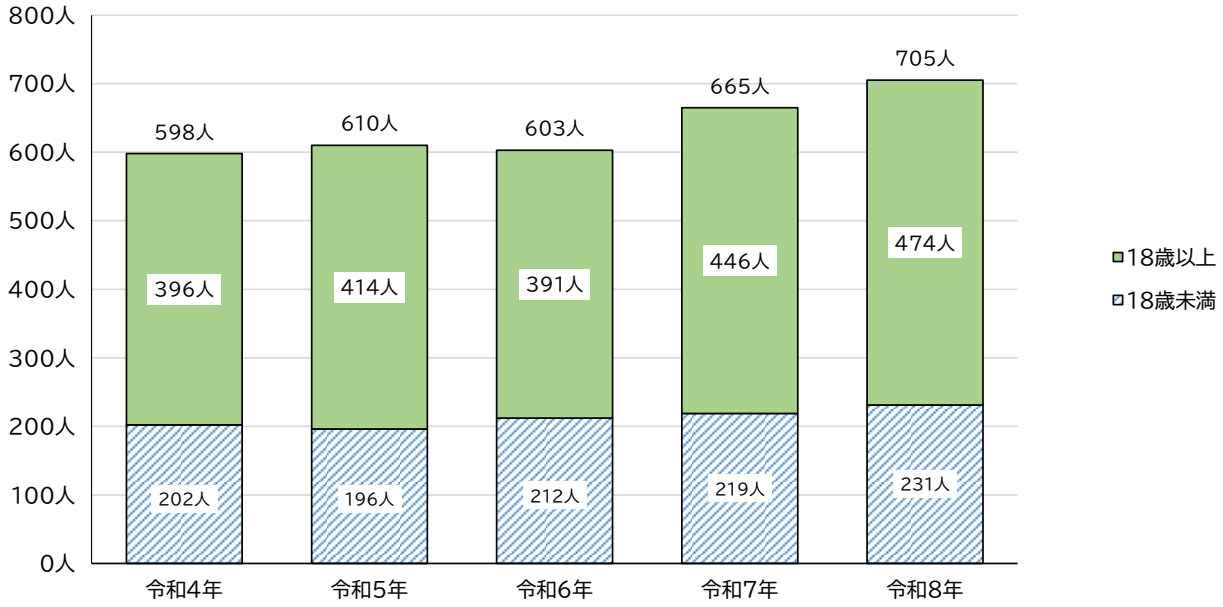
資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、令和4年から令和6年にかけておおむね横ばいで推移していましたが、令和6年以降は増加しており、令和8年4月1日現在で705人となっています。令和4年と比べると107人増加しています。また、障がいの程度別では、C級（軽度）が248人で最も多くなっています。

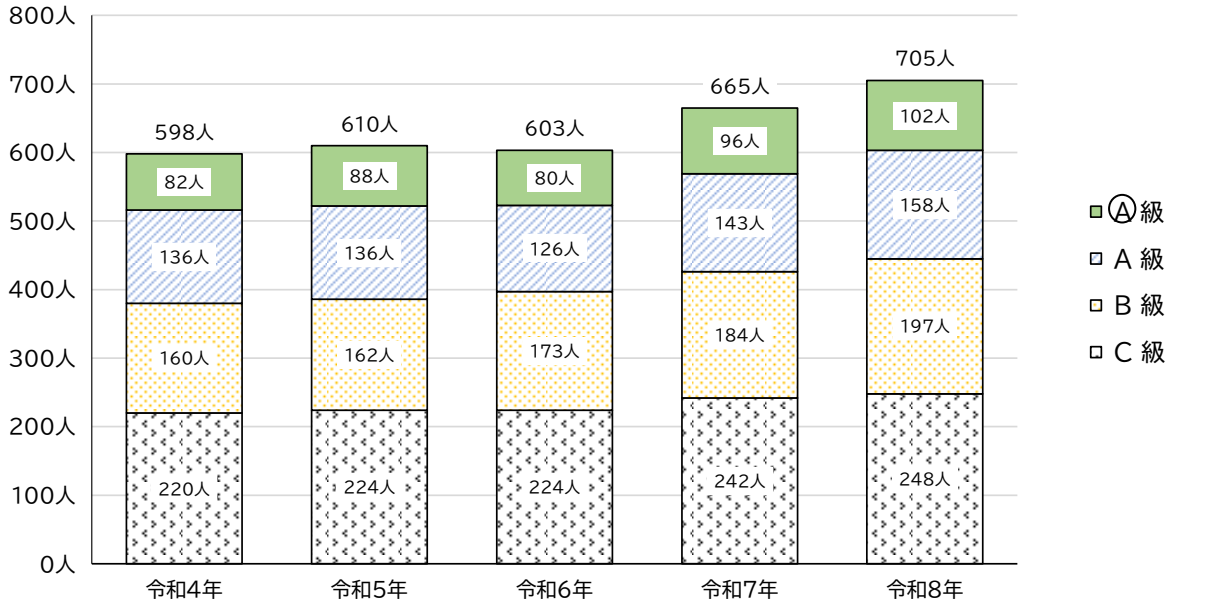
■療育手帳所持者数の推移

≪年齢別≫



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

≪障がいの程度別≫

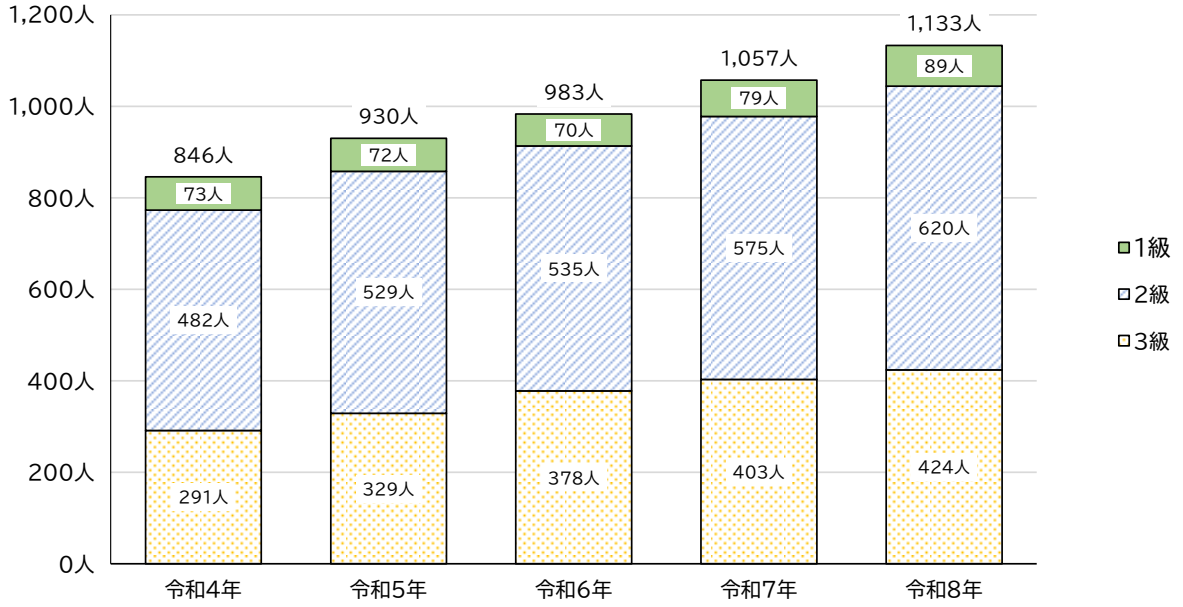


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年以降増加傾向で推移しており、令和8年4月1日現在で1,133人となっています。令和4年の846人と比べると、287人増加しています。また、障がいの等級別では、2級が620人で最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

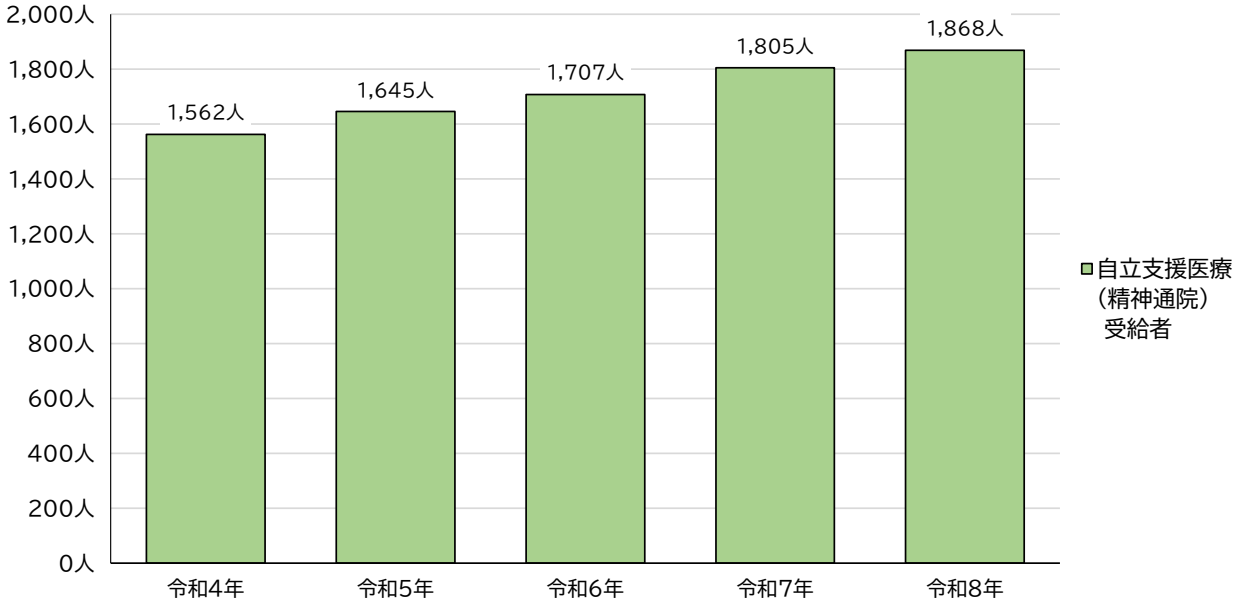


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

④自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和4年以降増加傾向で推移しており、令和8年4月1日現在で1,868人となっています。令和4年の1,562人と比べると、306人増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



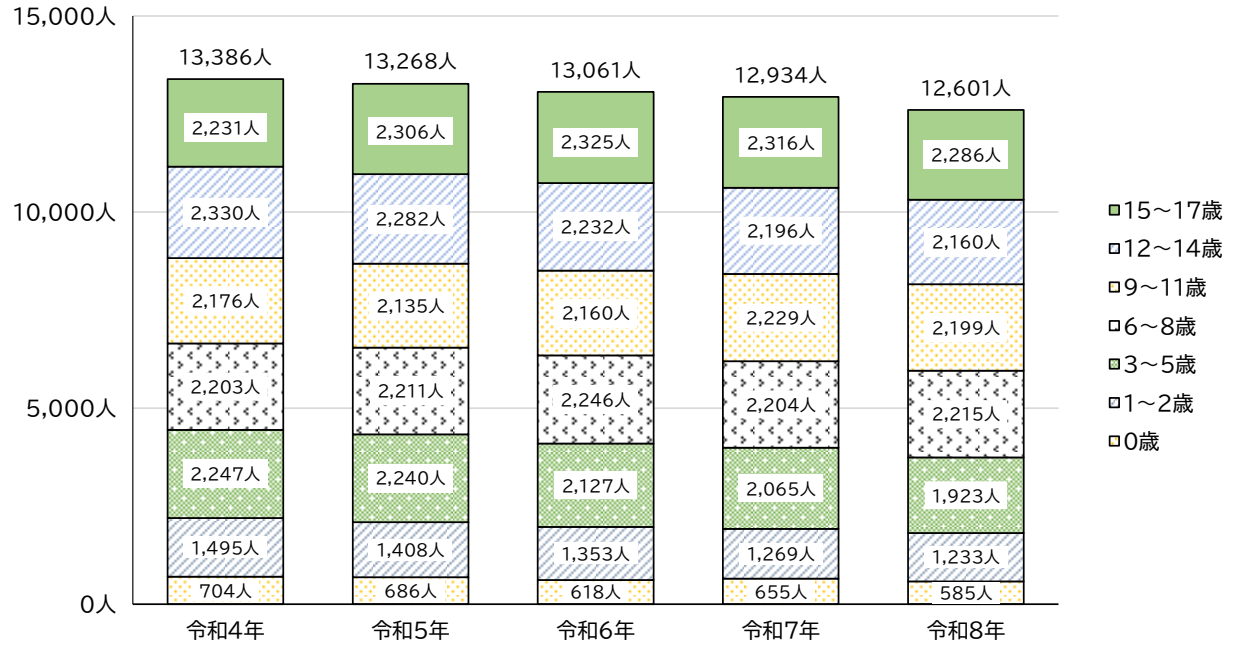
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(4)子ども・子育て支援に関する概況

①児童数の推移

18歳未満の児童数は、令和4年以降減少傾向で推移しており、令和8年10月1日現在で12,601人となっています。令和4年の13,386人と比べると、785人減少しています。

■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

②世帯の家族類型の状況

世帯総数は増加しており、令和7年10月1日現在では43,999世帯となっています。

家族類型別にみると、単独世帯は令和2年の16,728世帯から令和7年には19,031世帯となり、約1.14倍に増加しています。

■世帯の家族類型の推移

単位:世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
一般世帯数	27,281	32,411	34,102	42,053	43,999	3,054	7,757
A　親族世帯	20,473	22,583	22,350	24,723	24,223	3,036	7,705
Ⅰ　核家族世帯	17,578	19,813	19,945	22,483	22,396	2,882	7,163
(1)夫婦のみ	4,940	6,123	6,407	7,590	7,822	―	―
(2)夫婦と子ども	10,214	10,730	10,337	11,127	10,787	2,787	6,482
(3)男親と子ども	517	624	641	691	661	4	85
(4)女親と子ども	1,907	2,336	2,560	3,075	3,126	91	596
Ⅱ　その他の親族世帯	2,895	2,770	2,405	2,240	1,827	154	542
B　非親族世帯	197	406	579	602	743	18	46
C　単独世帯	6,611	9,422	11,173	16,728	19,031	―	―

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

（5）地域福祉に関する概況

①生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、令和3年度から令和6年度にかけて増加した後、令和7年度は1,019世帯となっています。被保護人員についても、令和6年度から令和7年度にかけて減少しています。

世帯類型別にみると、高齢者世帯はおおむね横ばいで推移している一方、母子世帯は減少傾向となっています。また、疾病障がい者世帯及びその他世帯は、令和3年度と比べて増加しています

■生活保護の被保護世帯数・被保護人員数の推移　　単位：世帯、人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保護世帯	991	1,000	1,017	1,030	1,019
被保護人員	1,213	1,228	1,247	1,252	1,217

資料：社会福祉課（各年度月平均）

■世帯類型別被保護者世帯数の推移　　単位：世帯

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者世帯	630	629	635	640	624
疾病障がい者世帯	229	238	239	237	250
母子世帯	42	40	36	31	24
その他世帯	90	93	107	122	121

資料：社会福祉課（各年度月平均）

②自殺者の状況

自殺者数は、令和3年度の12人から令和5年度の20人まで増加した後、令和6年度には12人に減少し、令和7年度は13人となっています。

■自殺者数の推移　　単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	8	14	14	8	9
女性	4	4	6	4	4
合計	12	18	20	12	13

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年度3月31日現在）

備考：自殺者数の住居地・発見地のうち、住居地を記載

③虐待相談の状況

虐待に関する相談・通報の状況をみると、令和7年度は、高齢者虐待が23件、障がい者虐待が19件、児童虐待が242件となっています。

高齢者虐待及び障がい者虐待に関する件数は増減を繰り返しながら推移している一方、児童虐待に関する相談・通報件数は、令和6年度の161件から令和7年度には242件となり、約1.5倍に増加しています。

なお、これらの件数は相談や通報に関するものであり、必ずしも虐待の認定件数を示すものではありません。

■虐待相談対応件数・通報件数の推移　　単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者虐待	33	40	21	25	23
障がい者虐待	8	14	17	15	19
児童虐待	109	109	94	161	242

資料：高齢者虐待…高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査（各年度3月31日現在）
資料：障がい者虐待…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（各年度3月31日現在）
資料：児童虐待…福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

④成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、法定後見制度の利用件数は令和3年から令和6年にかけて増加した後、令和7年12月31日現在は86件となっています。

令和7年の内訳は、成年後見が73件、保佐が11件、補助が2件となっており、成年後見が大半を占めています。なお、任意後見制度の利用はありません。

■成年後見制度の利用件数の推移　　単位：件

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定後見制度		77	80	84	88	86
	成年後見	66	69	74	74	73
	保佐	7	8	8	12	11
	補助	4	3	2	2	2
任意後見制度		0	0	0	0	0

資料：さいたま家庭裁判所越谷支部提供（各年12月31日現在）

⑤町会・自治会の状況

総世帯数が増加する一方で、町会・自治会の加入世帯数は減少傾向で推移しており、令和8年4月1日現在は16,899世帯となっています。

町会・自治会の加入率も低下傾向にあり、令和4年の42.0%から令和8年には35.4%となっています。

■町会・自治会加入世帯数及び加入率の推移　　単位：世帯

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総世帯数	45,074	45,908	46,871	47,682	47,763
加入世帯数	18,916	18,482	17,985	17,521	16,899
加入率	42.0%	40.3%	38.4%	36.7%	35.4%

資料：市民協働推進課（各年4月1日現在）

⑥ボランティアの状況

八潮市社会福祉協議会及び市民活動支援コーナーにおけるボランティア活動団体・市民活動団体等の届出件数は、令和3年度以降減少傾向で推移しており、令和7年度は170件となっています。令和3年度の189件と比べると、19件減少しています。

■ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出件数の推移　　単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
届出件数	189	181	177	173	170

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

⑦福祉サービス利用援助事業の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域住民の権利擁護事業の一環として「福祉サービス利用援助事業」を実施しており、認知症高齢者や知的障がい者等、判断能力が十分でない人を対象に、利用者本人との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス等の支援を行っています。

契約件数は令和3年度以降増加傾向で推移しており、令和7年度は59件となっています。令和3年度の30件と比べると、29件増加しています。

■福祉サービス利用援助事業利用者数の推移　　単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約件数	30	47	49	52	59
認知症高齢者	18	30	27	25	33
知的障がい者	8	10	13	15	9
精神障がい者	3	5	6	7	13
その他	1	2	3	5	4

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

⑧ふれあいサロン活動の状況

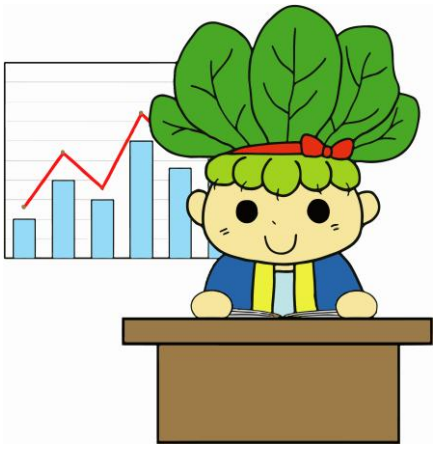
八潮市社会福祉協議会において、地域での仲間づくりや生きがいづくり等、地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、地域の協力者が中心となって運営する「ふれあいサロン活動」を実施しています。

実施支部数は、令和3年度の14支部から令和5年度には26支部まで増加し、その後は25～26支部で推移しています。また、実施延べ回数は増加傾向で推移しており、令和7年度は201回となっています。

■実施支部数及び実施回数の推移　　単位：上段：支部、下段：回

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施支部数	14	15	26	25	26
実施延べ回数	75	126	195	196	201

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）



2　福祉に関する各種アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見等を把握し、計画づくりの参考資料として活用することを目的に「地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

また、地域福祉に関する課題を総合的に把握するため、本節では、「高齢者実態調査」（令和7年度実施）、「福祉に関するアンケート調査」（令和7年度実施）および「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（令和5年度実施）の結果についても概観します。

(1)地域福祉に関するアンケート

■アンケートの概要

調査の方法

調査対象・抽出方法	調査方法	調査期間
【調査対象】 市内在住の15歳以上の方：2,000 人 【抽出方法】 住民基本台帳に基づく無作為抽出 ※基準日：令和7年12月1日	【配布方法】 郵送 【回収方法】 郵送・WEB	令和8年4月6日 ～5月10日

回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	655件	32.8%

調査項目

1	あなたご自身のこと	5問
2	生活の状況について	15問
3	地域活動・ボランティアについて	5問
4	社会福祉協議会について	2問
5	今後の福祉施策等について	3問
6	再犯防止について	3問
7	成年後見制度について	4問
8	生活困窮状態にある方への自立支援について	2問
9	民生委員・児童委員について	1問
10	その他	1問
	合計	**41問**

※アンケートの詳細については、「八潮市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」を参照

■結果についてのまとめ

生活の状況について（資料編　p.87～p.90）

地域福祉の組織や拠点、制度等の認知度については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターの認知度は比較的高い一方で、基幹相談支援センターや更生保護女性会、BBS会等は認知度が低くなっています。

普段の生活における孤独や孤立について、約3割は孤独や孤立を感じることがある（「ときどきある」、「よくある」、「いつもある」の合計）と回答しています。

孤独や孤立を感じるきっかけとしては、「家族や親しい人との死別」が3割以上と最も多く挙げられています。

また、「収入の減少等で生活が苦しくなった」「あなた自身の大きな病気やけが」等、生活環境の変化や病気等も多く挙げられています。

地域とのつながりについては、『大切だと思う』（「ある程度大切だと思う」と「とても大切だと思う」の合計）と回答した人が約9割に上る一方で、近所付き合いは「挨拶をする程度」が最も多く、「日ごろから親しく交流している」と回答した人は1割台となっています。

また、近所に見守りや支援が必要な人がいるかについては、「わからない」と回答した人が最も多くなっています。

地域活動・ボランティアについて（資料編　p.91）

ボランティア活動等への参加経験については、「今まで活動したことはない」が約8割を占めています。

活動しない理由としては、「仕事や学業等で忙しい」、「どのような活動があるのか知らない」、「一人では参加しにくい」が多く挙げられています。

今後の福祉施策等について（資料編　p.92～p.93）

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、必要なことについては、「福祉や保健に関する情報提供の充実」や「防犯対策の充実」、「災害対策の充実」と回答した人が過半数を超えています。

また、災害時の備えとしては、「危険箇所の把握」や「日頃からの挨拶・声掛け」、「地域における援助体制の構築」が多く挙げられています。

民生委員・児童委員について（資料編　p.93）

担当地区の民生委員・児童委員については、「知らない」が約8割となっています。

（2）高齢者実態調査 （資料編　p.94）

■アンケートの概要

第10期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、高齢者の生活実態や意向、在宅介護の状況、介護サービスのニーズ等を把握するため、高齢者や介護サービス事業所等を対象に調査を実施しました。

※アンケートの詳細については、「高齢者実態調査報告書」を参照

■結果についてのまとめ

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

今後、市が介護予防や高齢者が健康で安心して生活できるような取り組みを進めていくうえで、市が重点を置くべきことについては、「高齢者を介護する家族への支援」や「通院や買い物、公共機関への移動支援」、「高齢者の生活支援や見守り活動への支援」が多く挙げられています。

・在宅介護実態調査

ご本人が現在抱えている傷病について「認知症」と回答された高齢者に対して、市が重点を置くべき認知症施策について調査したところ、「介護や生活等、困ったことを気軽に相談できる体制づくり」や「認知症の人の見守り体制の充実」、「早期発見・早期支援のための仕組みづくり」が多く挙げられています。

（3）八潮市福祉に関するアンケート調査 （資料編　p.95～p.96）

■アンケートの概要

第9次八潮市障がい者行動計画・第8期八潮市障がい福祉計画の策定に向けて、障がいのある人、一般市民、障がい福祉サービス事業者を対象に、福祉に対する意識や意向、障がい福祉サービスのニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

※アンケートの詳細については、「八潮市福祉に関するアンケート調査報告書」を参照

■結果についてのまとめ

・障がい者向け調査

日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供等について、改善していく必要があることについては、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」や「障がいのあるひととその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が多く挙げられています。

災害発生時に不安があると回答した人は8割を超えています。また、「八潮市避難行動要支援者個別避難計画書」について「知らない」と回答した人は約7割となっています。

・市民向け調査

市の福祉を高めるための対応策については、「福祉教育の推進」や「社会福祉施設の充実」、「社会福祉活動団体と地域住民との交流促進」が多く挙げられています。

(4)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 （資料編　p.97）

■アンケートの概要

八潮市こども計画と一体的に策定する「第3期八潮市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するため、子育て世帯を対象にニーズ調査を実施しました。

※アンケートの詳細については、「第3期八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」を参照

■結果についてのまとめ

・就学前児童の保護者調査

子育てに関して、不安や負担等を感じることについては、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」や「子どものしつけに不安がある」、が多く挙げられています。

・小学生保護者調査

市に対して図ってほしい子育て支援の充実については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」や「無償化による保育料などの支援だけではなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が多く挙げられています。

3　第3期計画の評価

第3期計画の評価として、「八潮市地域福祉計画実施計画調書」および「八潮市地域福祉計画事業評価調書」を踏まえ、各施策の展開、課題や改善点について次のように整理します。

(1)ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

①第3期計画における施策の展開

■コミュニティ活動の促進

・住民の地域への参加・参画を促進するため、地域福祉の基盤となるコミュニティ活動を活性化し、コミュニティ活動団体間のネットワークを充実します。

・地域において、子育て中の親や乳幼児、児童、生徒、障がいのある人、高齢者等が集える居場所を確保する等、地域の絆づくりに大切な思いやりの心を醸成するための交流の場や機会の充実を図ります。

■多様な主体による生活支援の充実

・ひとり暮らしの高齢者や夫婦2人暮らし高齢者、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけではなく、多様な主体と連携しながら、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を推進します。

・地域における様々な生活課題に対応するため、支援を必要とする人たちとその家族・その関係機関等が相互に連携を図りながら、地域における取組を推進します。

②第3期計画における課題

■コミュニティ活動の促進

・障がいのある人が地域行事等に参加できるよう、関係団体と情報共有を図り、地域交流を促進する必要があります。

・ホームページ等にて情報提供を行う際、必要としている情報が容易に検索できるよう、工夫が必要です。

■多様な主体による生活支援の充実

・八潮市ファミリー・サポート・センターの利用者の増加により、提供会員の不足が懸念されており、提供会員を増員することが求められています。

・「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)」の生活支援員不足が課題となっています。

・住民主体の互助の取組等を進めるため、担い手となる人材を発掘することが課題です。

（2）地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進

①第3期計画における施策の展開

■地域福祉意識の高揚

・地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、日頃から支え、支えられる関係づくりを目的として、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図ります。

■地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援

・ボランティアをはじめとする地域福祉を支える重要な担い手による活動の充実や人材の育成・支援が求められていることから、今後の地域福祉を担う人材を育成するために多様な学びの機会を提供します。

・地域住民が幅広く活発に活動することができるよう、地域福祉を担う活動団体を育成するとともに、活動団体同士が相互に情報を共有し、活動を展開することができるよう、ネットワークの充実を図ります。

②第3期計画における課題

■地域福祉意識の高揚

・市内各小中学校における人権教育や福祉教育を今後も推進していくことが求められています。

・障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について広報紙等の活用、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」に関する啓発を引き続き推進していく必要があります。

・「八潮市手話言語条例」や手話の普及及び手話による意思疎通への理解を深めるため、周知・啓発、手話を言語とする法令等の環境の整備を推進していく必要があります。

・「やしお市民大学・大学院」において、地域福祉意識のより効果的な普及啓発を図るため、最新の情報を取り込んだ講義を計画していくことが求められています。

・「市民活動ボランティア活動情報公開一覧」において、新しい団体や未登録団体に声をかけ、情報公開一覧に掲載する情報を増やすことが必要があります。

■地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援

・「フレイルサポーター養成講座」について、申込者が定員より少なかったため、フレイルサポーター活動の周知へ力を入れる必要があります。

・「八潮いこい体操リーダー養成講座」について、新規会場の支援、専門職の派遣に力を入れ、新たにいこい体操リーダーを養成すべく支援していく必要があります。

・出前講座による「認知症サポーター養成講座」だけでなく、引き続き、認知症地域支援推進員を主体とした市民向けの「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症に関する正しい知識を普及させ、地域での理解者を増やしていく必要があります。

・手話奉仕員等の養成を促進するため、社会福祉協議会とのさらなる連携が必要です。

・障がい者相談員について、研修会、講習会等により相談員の資質向上を図るとともに、「八潮市精神障がい者地域活動支援センターあけぼの」と連携し、相談活動の支援、連携を図る必要があります。

・「セカンドライフ講座」等の各種講座について、地域活動のきっかけをつかめない方も多く、そういった方々をどのようにして講座に呼び込み、地域活動につなげるかが課題です。

・地域社会福祉の増進のため、補助金の交付を通じて、八潮市社会福祉協議会の活動の支援を行う必要があります。

・地域の諸課題を解決していくためにも、ネットワーク化を進め、ボランティアグループ連絡会に多くの団体が入会するようにしていく必要があります。

（3）安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進

①第3期計画における施策の展開

■安全・安心の確保

・判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、地域で安心して生活ができるよう、関係機関と相互に連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図ります。

・権利擁護に関する相談事業、成年後見等に応える体制として、成年後見センターの充実を図ります。

■社会参加・参画の促進

・ボランティアやコミュニティ活動等、生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが積極的に参加・参画することができるよう、関係機関と連携します。

・犯罪をした人等に対して、学びの継続や就労に向けた支援、必要な保健・医療・福祉サービスをするためのサポート等、円滑な社会復帰を支援することで、犯罪をした人等を含めた全ての市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

■緊急時の支援対策の推進

・避難行動要支援者に対し、個々の状況や個人情報の保護に配慮しつつ、避難情報や安否情報確認の伝達、ハザードマップの周知等、避難支援全般にかかわる協力体制の整備を推進します。

・感染症発生時においては、感染症拡大防止の観点を踏まえつつ、市民、関係機関に適切な情報提供を行います。

②第3期計画における課題

■安全・安心の確保

・成年後見センターの運営、相談受付を行う担当職員のスキルアップや、専門職や関係機関との連携を図ることが求められています。

・成年後見制度の利用について情報提供等が行えるよう、周知方法について検討が必要です。

・障害者差別解消法の制度について理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発する必要があります。

・840メールや防災行政無線等を活用し、市民に対し犯罪発生状況の情報等の提供が必要です。

■社会参加・参画の促進

・聴覚障がいのある人が様々な講座等に参加できるよう、配慮した環境づくりが必要となっています。

・スポーツ指導者講習会について、興味のある内容、参加しやすい時間帯等を検討します。

・市民活動支援コーナーの相談員について、研修の実施や相談員の増員が課題となっています。

・生活困窮者に対し、より効果的に就労・住居の確保のための支援をするため、関係課、関係機関との連携を強化する必要があります。

■緊急時の支援対策の推進

・避難行動要支援者個別避難計画書兼登録申請書について、提出者が増えていないことが課題となっています。

・今後発生が予測される災害を想定した福祉避難所の開設訓練を実施する必要があります。

・ヘルプカードやヘルプマークについて、ホームページ等を活用し、広く理解を得られるよう努めます。

・正確な災害情報の提供がスムーズに実施できるよう、関係課との連携が求められています。

・避難所等における感染予防に必要な資機材等の備蓄が必要です。

（4）多様な福祉課題に対応できるしくみづくりの推進

①第3期計画における施策の展開

■相談・支援体制の充実

・地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係機関につないでいく支援体制を推進します。

・支援を必要とする全ての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

・複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができる体制の整備に努めます。

■社会的孤立防止体制・対策の推進

・社会から孤立したり、自殺や犯罪等の危険に巻き込まれたりすることのないよう、地域における見守り活動を促進するとともに、民生委員・児童委員や町会・自治会、関係機関等と連携し、それらを未然に防止する体制を推進します。

・生活困窮者が地域で安心して暮らすことができるよう、課題がより深刻化・複雑化する前に適切な対応につなげていきます。

②第3期計画における課題

■相談・支援体制の充実

・高齢者の相談窓口として地域包括支援センターをさらに周知し、気軽に相談することができる体制づくりが求められています。

・仕事と介護の両立やこれからの介護に不安を感じている方が家族介護教室に多く参加できるよう、教室の周知方法について検討していきます。

・多言語による子育て情報の提供について、内容がきちんと伝わっているかを確認することが困難であることが課題となっています。

・八潮市自立支援協議会で協議している地域課題の整理・検討について、市の施策に反映していくことが今後の課題となっています。

・消費生活に関する相談等に対応する「消費者ホットライン188」の周知と八潮市消費生活センターの周知が必要です。

・属性や世代を問わない包括的な相談や、交流や居場所の確保・交流参加・学びの機会のコーディネートについて、関係課との協力体制の構築に関して検討する必要があります。

■社会的孤立防止体制・対策の推進

・地域住民による声かけ・見守り運動について、町会・自治会等とのさらなる連携の必要があります。

・「DV相談支援室」において、専門の相談員による相談を実施する他、「困難な問題を抱える女性支援に関する法律」に対応するための要綱改正や、相談員のスキルの向上に努めていきます。

・今後も障がい者虐待防止センターの機能を活用し、障がい者虐待の防止及び早期発見を図る必要があります。

4　八潮市の地域福祉を取り巻く課題

本市の地域福祉を取り巻く概況や各種アンケート調査結果、第3期計画の評価等から、本市の地域福祉に関して以下のとおり課題が挙げられます。

(1)地域におけるつながりと支え合いの推進

少子高齢化やライフスタイルの変化等により、地域とのつながりが希薄化する一方で、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等に伴い、地域でつながりをもつことの重要性はこれまで以上に高まっています。

市民アンケートによると、地域とのつながりについては、「とても大切だと思う」と「ある程度大切だと思う」を合わせると約9割となっており、多くの市民が地域とのつながりの重要性を認識しています。一方で、近所付き合いは「挨拶をする程度」が4割を超え、「ほとんど付き合いはない」も一定数みられます。また、近所に見守りや支援が必要と思われる人について、「わからない」と回答した人が半数近くを占めており、地域でのつながりの希薄化がうかがえます。さらに、孤独や孤立を感じる人も一定数存在しており、そのきっかけとして家族や親しい人との死別や経済的な困難、健康問題等が挙げられています。

高齢者実態調査では、「高齢者を介護する家族への支援」や「通院や買い物等の移動支援」、「高齢者の生活支援や見守り活動への支援」が市に求める取組の上位となっており、高齢者本人だけでなく、家族を含めた地域での支え合いへの期待が高まっています。

第3期計画では、地域交流の場づくりや多様な主体による生活支援体制の整備を進めてきました。課題としては、高齢者や障がいのある人等、誰もが地域活動へ参加しやすい環境づくりが挙げられます。

今後は、地域住民一人ひとりが地域とのつながりを深め、孤独・孤立を防ぐとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体等、多様な主体が連携・協働し、支援が必要な人を早期に発見することで、適切な支援につなげられる地域づくりを進めていくことが求められます。

(2)地域福祉を担う人材の確保・育成

地域福祉活動を支える担い手については、ボランティア活動への参加経験がない市民が多く、参加していない理由として、「仕事や学業等で忙しい」「どのような活動内容か知らない」「一人では参加しにくい」等が挙げられています。一方で、地域で助け合いの輪を広げるためには、「地域のつながりを持つこと」や「互いに理解し助け合う意識を深めること」が必要であると考える市民が約4割を占めることから、地域活動への潜在的な関心は決して低くはありません。

第3期計画では、フレイルサポーターや認知症サポーター、手話奉仕員等の養成をはじめ、様々な人材育成の取組を進めてきました。課題としては、参加者数の伸び悩みや、活動団体相互のネットワーク強化、地域で支え合いを担う人材の不足が挙げられます。

地域福祉を持続的に推進していくためには、子どもの頃から福祉への理解を深めるための福祉教育を推進するとともに、若い世代や働く世代、シニア世代等多様な世代が、それぞれのライフスタイルに応じて地域活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

（3）安全・安心に暮らせる地域環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、防犯・防災対策に加え、権利擁護や見守り、社会参加等を含めた総合的な地域環境の整備が求められます。

市民アンケートでは、「福祉や保健に関する情報提供の充実」「防犯対策の充実」「災害対策の充実」が必要な取組の上位となっています。また、災害時の備えとして、「危険箇所の把握」「日ごろからの挨拶や声掛け」「地域における援助体制の構築」等、日ごろからの地域のつながりが重要であると考えている人が多いことがうかがえます。また、障がい者向けアンケートでは、8割を超える方が災害発生時に不安を抱える一方、避難行動要支援者個別避難計画書について過半数の人が「知らない」と回答しており、制度の周知や登録促進が課題となっています。

高齢者実態調査では、認知症施策として「介護や生活等困ったことを気軽に相談できる体制づくり」や「認知症の人の見守り体制の充実」を求める声が多く、介護者への支援や、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。

第3期計画では、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進、避難支援全般にかかわる協力体制の整備等を進めてきました。課題としては、成年後見制度等の周知不足、障がいのある人の社会参加、個別避難計画の作成促進等が挙げられます。

また、令和8年に改正された社会福祉法では、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制の強化の一環として、福祉や防災にとどまらず、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策との連携に配慮することが努力義務となりました。

今後は、防犯・防災対策の充実に加え、高齢者や障がいのある人、子育て世帯、生活に困難を抱える人等、多様な立場の人が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、地域住民と関係機関が日ごろから連携・協働し、平時・災害時を問わず支え合える地域づくりを推進していくことが求められます。

（4）包括的な支援体制と情報発信の充実

近年、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケア等、制度や分野をまたぐ複合的な課題への対応が求められており、制度ごとの支援だけでは十分に対応できないケースも増えています。

市民アンケートでは、地域福祉に関する制度や相談機関について、社会福祉協議会や地域包括支援センター等は一定の認知がある一方で、基幹相談支援センターや更生保護に関する団体、成年後見制度の具体的な内容等については認知度が低く、担当地区の民生委員・児童委員を知っている人も2割未満となっています。また、障がい者向けのアンケート調査では、「インターネットを活用した情報提供や相談体制の整備」や「総合的な相談窓口の充実」が求められています。さらに、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査では、子育てに係る経済的負担や子育てへの不安を抱える家庭が多いことが明らかとなっており、子育て家庭を地域全体で支える環境づくりも重要となっています。

第3期計画では、地域包括支援センターや子育て支援、障がい福祉、生活困窮者支援等各分野の相談体制の充実を進めてきました。課題としては、関係機関相互の連携強化、相談窓口のさらなる周知等が挙げられます。

今後は、市民や、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、行政、福祉事業者、ボランティア団体・NPO・企業・商工関係団体等の活動団体等の多様な主体が連携・協働し、属性や年齢を問わず、制度や分野を超えて包括的に支援できる体制を充実させることが必要です。また、必要な情報を必要な人へ分かりやすく届ける情報発信や、相談しやすい環境づくりを一層進め、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援につなげていくことが求められます。

第3章

計画の基本方針

第3章　計画の基本方針

1　将来像

本計画では、八潮市総合計画に掲げる将来都市像の実現や互いに支え合う地域共生社会の構築に向け、地域福祉を推進していきます。

本計画における地域福祉の将来像は、施策の一貫性と継続性の視点から、第3期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

■本計画における地域福祉の将来像

人と地域の絆を大切にし、

誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち

将来像は、本市が目指す地域福祉の姿として、「人と地域の絆」「安心」「いきいきとした生活」の3つの要素で構成されています。「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生まれる人と人、人と地域の結びつきを表し、「安心」「いきいきとした生活」には、全ての地域住民が住み慣れた地域で安心し、それぞれが生きがいを持って暮らしていく地域の姿を表しています。

将来像の実現に向けては、地域における多様な主体が自分たちの持っている特性を生かし、それぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら地域福祉の推進という共通の目的に向かって取り組みます。

また、そうした取組を「協働」として捉え、これらの取組の点と点が結びつき、つながり合うことで面的な広がりへと展開し、地域において互いに助け合い支え合う力を高め、地域全体に波及していくことを目指します。

2　基本理念（共通理念）

将来像の実現に向け、本計画の基本理念を次のとおり定めます。また、この基本理念を「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」、「八潮市こども計画」（以下「福祉3計画」という。）の「共通理念」として位置づけます。

なお、共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基盤となる考え方であり、福祉3計画の基本理念については、各計画において個別に定めるものとします。

■本計画の基本理念・福祉3計画の共通理念

地域における多様な主体が

それぞれの役割を担いながら協働し

福祉の力を高める地域づくり

3　基本目標

共通理念である「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」を推進するため、本計画では、「絆づくり」、「人づくり」、「地域づくり」、「しくみづくり」を基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

基本目標1　ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

町会・自治会活動や地域交流活動の活性化、地域活動への参加を促進するとともに、多様な世代や立場の人が交流できる機会や居場所づくりを進めます。

また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等、支援を必要とする人を地域全体で支えていくため、見守り活動や生活支援の充実を図り、人と人とのつながりを大切にした、互いに支え合う地域づくりを推進します。

基本目標2　地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

学校や地域における福祉教育や啓発活動を通じて、地域福祉への理解を深めるとともに、ボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

また、地域福祉を支える担い手の育成や活動団体への支援に加え、団体や関係機関等の連携・協働を促進することにより、地域福祉活動が継続的かつ横断的に展開される環境づくりを推進します。

基本目標3　安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

成年後見制度をはじめとする権利擁護の取組を推進するとともに、防犯、交通安全、防災等、地域で安全・安心に暮らすための取組を進めます。

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域の中で役割や生きがいを持ち、社会参加できる環境づくりを進めます。さらに、犯罪をした人等の円滑な社会復帰や地域生活への定着を支援する等、再犯防止の取組を推進し、誰もが地域の一員として安心して暮らせる地域づくりを進めます。

あわせて、災害時や感染症発生時等においても、必要な福祉サービスや支援を継続して提供できる体制の整備を推進します。

基本目標4　多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

地域住民が抱える課題は、生活様式や地域社会の変化に伴い、複雑化・複合化しており、制度や分野の枠を超えた包括的な支援が求められています。

こうした多様な福祉課題に対応するため、属性や世代、相談内容にかかわらず、必要な支援につながる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や地域の多様な主体が連携・協働して支援する体制づくりを進めます。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進めることにより、誰もが地域とつながりながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる包括的な支援体制の構築を推進します。

4　計画の体系

本計画の体系を図で示すと、以下のとおりとなります。

基本理念

**地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し
福祉の力を高める地域づくり**

基本目標	施策の柱
1　ともに手を携え互いに支え合う絆づくり	1　コミュニティ活動の促進
	2　多様な主体による生活支援の充実
2　地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり	1　地域福祉意識の高揚
	2　地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援
3　安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり	1　安全・安心の確保
	2　緊急時の支援対策の推進
4　多様な福祉課題に対応できるしくみづくり	1　相談・支援体制の充実
	2　社会的孤立防止体制・対策の推進

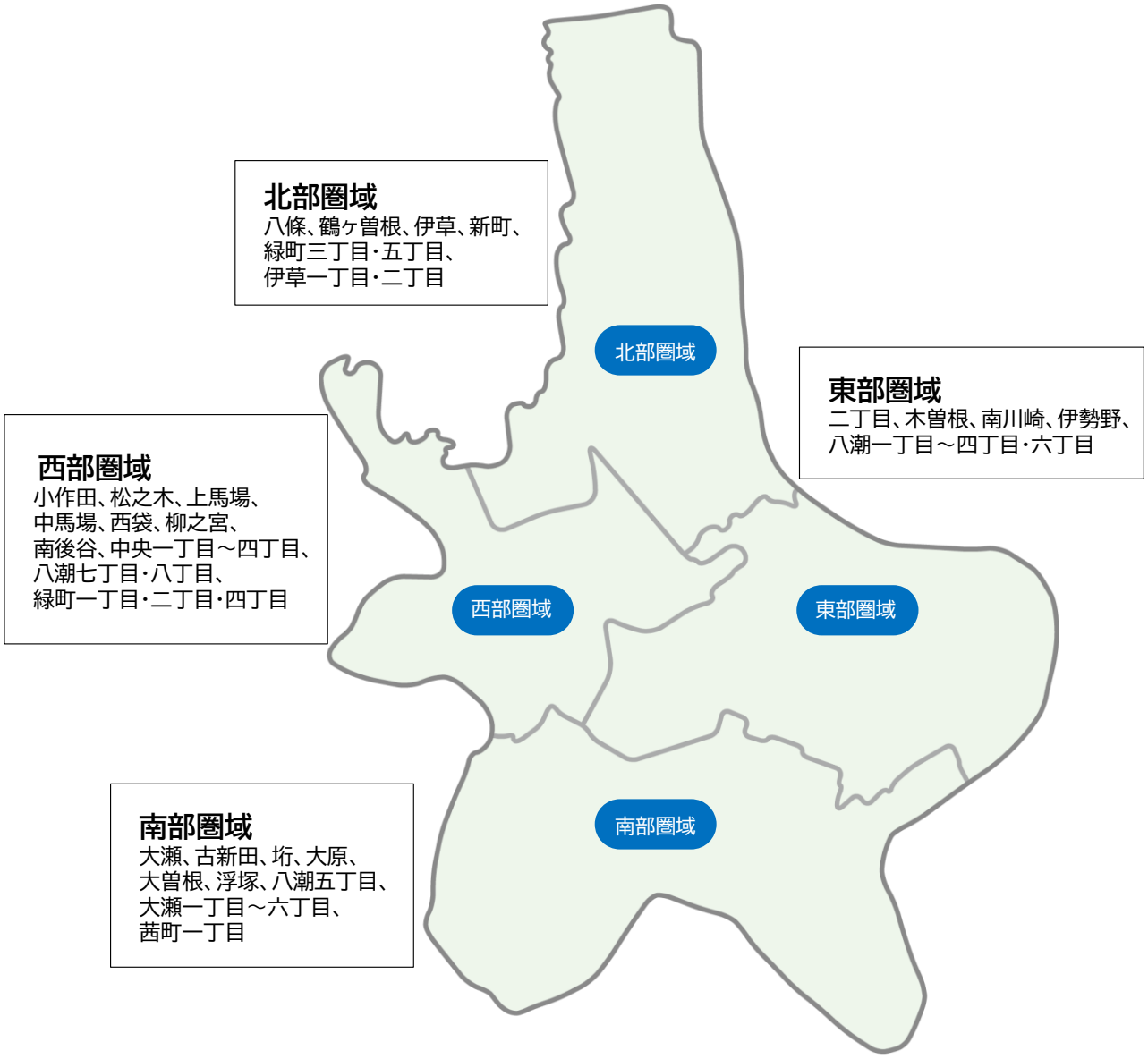
5　地域福祉圏域

地域における多様な主体がともに手を携え、地域にある様々な生活問題の解決を図っていくには、地域の実情に応じ、地域住民の生活実態に即した適切な地域の圏域設定を行う必要があります。

第1期計画では、従来の町会・自治会等のコミュニティ活動や民生委員・児童委員活動等、地域に根差した「八條地区・潮止地区・八幡地区の旧村3区域」を圏域の基本としていましたが、第2期計画以降、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するために、日常生活圏域を地域福祉圏域の基本とし、計画を推進してきました。

本計画においても、引き続き、4つの福祉圏域を設定し、より身近な地域で支えるための環境づくりを目指します。

■地域福祉圏域図



第4章

施策の展開

第4章　施策の展開

第3期計画で実施してきた各取組については、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、継続的に実施していきます。また、計画期間中の進捗状況を的確に捉えるため、数値目標を設定している事業については目標値を活用しながら進捗を確認しつつ、重点的に取り組みます。

【第4章の見方】

「①主なSDGs関連指標」、「②現状と課題」、「③施策の方針」、「④施策の内容」、「⑤関連する目標指標」の5項目で構成しています。目標指標の目標値については、総合計画に掲載されている令和12年度までの目標値や、これまでの実績値の推移を基に令和14年度の目標値を延長推計して設定しています。

事業の性質上、目標値の延長推計が難しいものについては、令和12年度の目標値を掲載しております。

また、⑤関連する目標指標の事業番号は、④施策の内容の事業名の番号となっています。

なお、一部の目標指標においては、現状値が目標値を達成していますが、八潮市総合計画との整合性を図るため、計画期間中は同計画の目標値を設定しています。

基本目標1　ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

主な SDGs 関連指標	

①

1　コミュニティ活動の促進

1　現状と課題 ②

第3期計画においては、住民の地域活動への参加・参画を促進するため、コミュニティ活動を支援してきました。また、子どもから高齢者、障がいのある人まで、様々な属性や世代の人が地域の中で交流し、つながりを深めることができるよう、居場所づくりに取り組んできました。

2　施策の方針 ③

これまでのコミュニティ活動や市民活動への支援を継続するとともに、地域住民が主体的に地域と関わり、様々な人とのつながりを育むことができる環境づくりを進めます。

3　施策の内容 ④

［一人ひとりができること］

○地域の活動や行事に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう。
○隣近所へのあいさつや声かけを大切にしましょう。
○地域の町会・自治会に加入しましょう。

4　関連する目標指標 ⑤

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	町会自治会加入世帯数	17,521 世帯	19,059 世帯

基本目標1　ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

主な SDGs 関連指標	

1　コミュニティ活動の促進

1　現状と課題

第3期計画においては、住民の地域活動への参加・参画を促進するため、コミュニティ活動を支援してきました。また、子どもから高齢者、障がいのある人まで、様々な属性や世代の人が地域の中で交流し、つながりを深めることができるよう、居場所づくりに取り組んできました。

こうした取組を進める中で、地域活動等に関する情報を必要な人に分かりやすく届けるための情報提供の工夫や、障がいのある人の地域行事等への参加促進等、引き続き取り組むべき課題もあります。

2　施策の方針

これまでのコミュニティ活動や市民活動への支援を継続するとともに、地域住民が主体的に地域と関わり、様々な人とのつながりを育むことができる環境づくりを進めます。

また、地域で暮らす様々な人が属性や世代を超えて交流できる機会や居場所のさらなる充実を図るとともに、地域活動を支える活動団体等への支援、多様な主体の協働を推進します。さらに、地域活動に関する情報提供や相談・コーディネート機能の充実を図り、誰もが地域の中でつながりを持ち、支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。

3　施策の内容

[一人ひとりができること]

〇地域の活動や行事に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう。
〇隣近所へのあいさつや声かけを大切にしましょう。
〇地域の町会・自治会に加入しましょう。

[地域のみんなでできること]

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。
〇地域の活動団体との関わりを持ちましょう。
〇世代や立場を超えて交流できる機会をつくりましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	コミュニティ意識高揚事業	町会・自治会活動の周知・PR や情報提供、補助金の交付等を通じて活動を支援するとともに、加入促進や自治会館を活用した地域交流・子どもの居場所づくりを推進します。	市民協働推進課
2	市民活動支援事業	市民活動支援コーナーを中心に情報提供や相談、コーディネートを行うとともに、講座の開催等を通じて市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進課
3	高齢者支援事業・住民主体の通いの場支援事業	・老人クラブ・シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の交流、生きがいづくり及び社会参加を促進します。 ・高齢者の孤立化を未然に防止するため、地域で高齢者が気軽に集い、仲間づくりや世代間交流等ができる憩いの場の提供を促進します。	長寿介護課
4	子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）	地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う子育てひろばを開設し、子育て世代の交流や情報交換の場所を提供します。	こども政策課
5	青少年の居場所づくり事業	家庭、学校、地域住民、関係団体等と連携し、「やしお子ども土曜広場」をはじめとする青少年の居場所づくりを推進します。	社会教育課
6	住民の居場所づくり支援事業	ふれあいサロン（居場所づくり）の活動を支援し、地域住民の交流や生きがいづくりの推進を図ります。	社会福祉協議会
7	協働のまちづくり推進事業	協働の理念の周知や市民参画機会の充実、助成金等による支援を通じて、市民団体等との協働によるまちづくりを推進します。	市民協働推進課
8	高齢者と障がい者のスポーツを通じた相互交流事業	高齢者と障がいのある人のスポーツ交流を通じて、健康づくりや社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会
9	多文化交流活動支援事業	多文化共生の推進に向けた調査・検討を行うとともに、国際交流の機会を提供します。また、日本語ボランティアや多言語サポーター（通訳・翻訳ボランティア）の育成・活用を推進します。	市民協働推進課

4　関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	町会自治会加入世帯数	17,521 世帯	19,059 世帯
2	市民活動のための講座受講者数	34 人	50 人
3	「高齢者ふれあいの家」開設か所数	10 か所	16 か所
4	子育てひろば利用者数	39,838 人	42,266 人
5	やしお子ども土曜広場参加者数	4,056 人	4,800 人
	放課後こども教室参加者数	－※	350 人
6	ふれあいサロン実施支部／実施回数	26 支部／201 回	30 支部／210 回
7	出前講座利用者数	7,466 人	8,836 人
8	高齢者と障がい者のスポーツの祭典参加者数	850 人	1,000 人
9	国際交流事業来場者数	800 人	2,000 人

※令和 7 年度は事業開始前であるため、「－」としている。

■スポーツの祭典の様子





2　多様な主体による生活支援の充実

1　現状と課題

第3期計画においては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者等の増加を踏まえ、医療・介護サービスだけでは対応が難しい日常生活上の様々な課題に対し、地域の多様な主体と連携・協働した生活支援の充実に取り組んできました。また、支援を必要とする人やその家族、関係機関等が連携し、それぞれの生活課題に応じた支援につなげるための取組を進めてきました。

こうした取組を進める中で、ファミリー・サポート・センター事業や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）では、専門性を生かしながら支援する体制の充実が課題となっています。

2　施策の方針

生活支援コーディネーターや関係機関等が連携し、地域の生活課題を把握するとともに、地域の実情に応じた生活支援の仕組みづくりを進めます。また、高齢者、障がいのある人、子どもや子育て世帯等、それぞれの状況に応じた支援体制の強化を図ります。さらに、福祉分野に限らず、医療、教育、交通等の様々な分野との連携を進め、多様な生活課題に対して切れ目なく対応できる体制づくりを整備します。

3　施策の内容

［一人ひとりができること］

〇困っている人がいたら、手を差し伸べましょう。
〇身近な取組や活動について調べましょう。
〇気付いたことを行政や専門機関等に相談しましょう。

［地域のみんなでできること］

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。
〇地域の相談機関との関わりを持ちましょう。
〇地域の活動団体との関わりを持ちましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	生活支援体制整備事業	医療・介護のサービスの提供だけでなく、民間企業、NPO・ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体を設置し、生活支援サービスの体制を整備します。	長寿介護課
2	子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、相互援助活動を調整して子育てを支援します。	こども政策課
3	福祉サービス利用援助事業	判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある人等が安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。	社会福祉協議会
4	障がい者総合支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスや自立支援医療、補装具、地域生活支援事業を実施します。	障がい福祉課
5	地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、社会交流、レクリエーション等の機会を提供し、地域における自立した生活と社会参加を支援します。	障がい福祉課
6	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする児童生徒への支援や就学支援を行うとともに、介助員の配置や必要な医療的ケアの実施、関係機関との連携により、一人ひとりに応じた教育環境の充実を図ります。	小中一貫教育課
7	公共交通充実事業	・既存の公共交通に加え、地域の多様な輸送資源の有効活用等、多様な主体による交通サービスの連携強化により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実を図ります。 ・乗り継ぎをすることで目的地に円滑に移動できる交通ネットワークの構築により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実を図ります。	都市計画課
8	一般廃棄物処理事業（まごころ収集）	高齢、障がい等により家庭から排出するごみを自ら既存のごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施することにより、日常生活を支援します。	環境リサイクル課

4　関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
2	ファミリー・サポート・センター利用者数	3,358 人	2,655 人
3	サービス利用者数（福祉サービス利用援助事業）	49 人	61 人
4	障がい者（児）におけるサービスの利用率	13.65%	15%
5	精神障がい者地域活動支援センター延べ利用者数	10,313 人	13,350 人
6	介助員が関わる児童生徒数	516 人	600 人
7	多様な主体による交通サービスとの連携強化の件数	1 件	3 件
	交通結節点（拠点）の整備件数	1 件	3 件
8	まごころ収集利用者数	57 件	75 件



■精神障害者地域活動支援センターあけぼの　活動の様子



■市役所ロータリー完成イメージ図



基本目標2　地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

主な SDGs 関連指標	

1　地域福祉意識の高揚

1　現状と課題

第3期計画においては、地域住民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、互いに支え合う意識を育むため、人権教育や福祉教育、障がいや障がいのある人に対する理解の促進、手話や認知症に関する普及啓発等、様々な場や機会を通じた意識啓発を進めてきました。また、学校における福祉教育やボランティア活動の推進、市民を対象とした福祉・ボランティア情報の発信等を通じて、子どもから大人まで幅広い世代の福祉意識の醸成に取り組んできました。

こうした取組を進める中で、地域共生社会の実現に向けては、障がい、認知症、手話等に関する正しい理解をさらに広げるとともに、人権や福祉について学ぶ機会を継続的に確保し、地域住民が身近な地域の課題を自分自身のこととして捉えることが求められています。また、啓発や情報提供においては、対象者に応じた内容や方法を工夫し、より多くの市民に関心を持ってもらう等、引き続き取り組むべき課題もあります。

2　施策の方針

人権や福祉に関する教育・啓発を継続するとともに、障がいや認知症等についての正しい知識や理解を深める取組を推進します。また、学校や地域、様々な活動の場における学習・交流機会を充実させ、幅広い世代が福祉について学び、考える機会の確保を図ります。

さらに、広報紙や情報紙等の多様な媒体を活用した情報発信を進めるとともに、ボランティアや市民活動に関する情報を分かりやすく届けることで、地域福祉への関心を高め、実際の地域活動や支え合いにつなげていきます。

3　施策の内容

[一人ひとりができること]

〇地域のことに関心を持ちましょう。
〇障がいや認知症等への理解を深めましょう。
〇助け合いの精神を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。

[地域のみんなでできること]

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。
〇地域の相談機関との関わりを持ちましょう。
〇地域の活動団体との関わりを持ちましょう。

[行政等の取り組み]

	事業名	事業内容	主な担当課等
1	人権教育推進事業	八潮市人権教育推進協議会と連携し、研修会や指導者養成講座の開催等を通じて、人権教育の推進を図ります。	社会教育課
2	人権啓発推進事業	人権標語や作文の募集、啓発冊子等の作成・配布や啓発ビデオの貸し出しを通じて、人権意識の普及・啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
3	ノーマライゼーション等推進事業	広報や啓発活動を通じて障がいや障がいのある人への理解を市民に深めるとともに、バリアフリー化や交流機会の充実、障がい者差別解消の推進を図ります。	障がい福祉課
4	認知症総合支援事業	アルツハイマー月間や各種イベント会場等で認知症地域支援推進員が主体となり、認知症に関する普及啓発活動を行い、認知症に関する正しい知識と理解の促進を図ります。	長寿介護課
5	福祉教育推進事業	市内小学校を社会福祉協力校、中学校をボランティア推進校として指定し、社会福祉活動費を助成するほか、福祉教育実施に向けての企画等の支援をします。	社会福祉協議会
6	福祉意識啓発事業	市内小中学校児童生徒へのボランティア啓発物品の配付、住民向けにボランティア情報紙や、やしお社協インフォメーションの発行等を行い福祉意識の醸成を図ります。	社会福祉協議会

4　関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	人権に関する研修会延べ参加者数	924 人	1,200 人
2	人権に関する研修会実施回数	18 回／年	18 回／年
3	市民等への啓発活動(ノーマライゼーション等推進事業)	10 回	15 回
4	市民等への啓発活動(認知症総合支援事業)	3 回／年	5 回／年
5	小中学校への福祉教育企画支援回数	43 回	50 回
6	社協インフォメーション等配架場所	35 箇所	40 箇所

■人権研修の様子



■オレンジカフェの様子



2　地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援

1　現状と課題

第3期計画においては、地域福祉を担う人材や団体の育成・支援に向けて、各種講座・研修等を実施してきました。また、活動団体への助成や交流機会の提供等を通じて、地域福祉活動の活性化や団体のつながりづくりを進めてきました。

こうした取組を進める中で、各種養成講座への参加者の確保や、継続的に活動できる環境を整えること等が課題となっています。また、地域の様々な課題に対応していくためには、個々の人材や団体の活動に加え、情報や経験を共有し、相互に協力できるネットワークをさらに広げていくことが重要です。

2　施策の方針

地域福祉を担う人材が必要な知識や技術を身につけることができる学習・研修機会の充実を図ります。また、民生委員・児童委員、ボランティア、市民活動団体等の活動を継続・発展させるための環境づくりを進めます。

さらに、活動団体同士の交流や情報共有を促進し、相互の連携・協働によるネットワークを充実させることで、多様な主体が地域福祉の担い手として活躍できる地域づくりを推進します。

3　施策の内容

［一人ひとりができること］

〇困っている人がいたら、手を差し伸べましょう。

〇助け合いの精神を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。

［地域のみんなでできること］

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。

〇地域の実情に応じて講座等を開催しましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	任意事業	認知症の症状や認知症の方と接するときの心構え等について学び、認知症に対する正しい知識や理解を深めるための養成講座を実施します。	長寿介護課
2	民生委員・児童委員協議会補助事業	八潮市民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付を通じ、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動に対する支援を行うとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員としての見識の向上を図るための各種研修会の開催支援に取り組みます。	社会福祉課
3	社会福祉協議会補助事業	八潮市社会福祉協議会への補助を通じて、地域福祉活動、ボランティアセンターの運営、各種福祉事業の推進を支援します。	社会福祉課
4	市民活動支援事業【再掲】	市民活動支援コーナーを中心に情報提供や相談、コーディネートを行うとともに、講座の開催等を通じて市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進課
5	社会教育推進事業	社会教育審議会の開催や研修会への参加、社会教育指導員の配置等を通じて、社会教育の推進と体制の充実を図ります。	社会教育課
6	協働のまちづくり推進事業【再掲】	協働の理念の周知や市民参画機会の充実、助成金等による支援を通じて、市民団体等との協働によるまちづくりを推進します。	市民協働推進課
7	地域活動支援センター事業	身体障がい者福祉センターにおいて、「手話講習会」等各種講座を開催するとともに、その充実を図ります。	障がい福祉課
8	ボランティア人材育成・支援事業	ボランティア体験プログラムや各種講座を実施し、人材育成をするほか、ボランティア活動保険料の補助等を通じて活動の支援をします。	社会福祉協議会
9	ボランティア活動団体育成・支援事業	ボランティア活動団体に対し、講習会を実施し、活動の支援をします。また、ボランティアグループ連絡会への助成を行い、共催でボランティア活動団体交流会を実施し、横のつながりづくりをします。	社会福祉協議会

4　関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	認知症サポーター数	5,879 人	6,600 人
2	相談・支援活動件数（民生委員・児童委員協議会補助事業）	8,128 件	8,784 件
3	ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出件数	170 件	189 件
4	市民活動支援コーナー相談者数	75 人	165 人
5	市民大学の授業回数	60 回	60 回
6	出前講座利用者数	7,466 人	8,836 人
7	各種講座参加者数（地域活動支援センター事業）	47 人	50 人
8	ボランティア体験プログラム申込人数	197 人	210 人
9	ボランティア活動団体向け講習会参加者数	24 人	30 人

■民生委員・児童委員協議会地区定例会の様子





基本目標3　安全に安心して
生きがいを持って住み続けられる地域づくり

主な SDGs 関連指標	

1　安全・安心の確保

1　現状と課題

第3期計画においては、誰もが地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・活用を推進するとともに、権利擁護に関する相談・支援体制の充実を図ってきました。

こうした取組を進める中で、成年後見制度等の権利擁護に関する制度を必要とする人が適切に利用できるよう、制度や相談窓口のさらなる周知を図るとともに、相談に対応する職員の専門性の向上や、専門職・関係機関との連携を強化することが求められています。

2　施策の方針

成年後見センターをはじめとする相談・支援体制のさらなる充実を図るとともに、障がいのある人への虐待や差別の防止等、誰もが尊厳を守られながら生活できる環境づくりを進めます。

さらに、再犯防止、防犯、交通安全、居住支援等の取組を関係機関や地域と連携して推進し、市民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。

3　施策の内容

［一人ひとりができること］

〇成年後見制度への理解を深めましょう。
〇日常的に大人が子どもを見守る目を持ちましょう。
〇助け合いの精神を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。

［地域のみんなでできること］

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。
〇日常的な声かけ・見守りを行いましょう。
〇子どもの登下校時に見守りを行いましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	老人援護措置・権利擁護事業	養護老人ホームへの入所が必要な高齢者について、入所判定委員会の意見を踏まえ適切な措置を行います。また、成年後見制度における市長申立てに係る各種費用を負担・助成し、安心して生活できるよう権利擁護を推進します。	長寿介護課
2	支援体制整備事業	成年後見に関する体制を構築し、市民の権利擁護の充実を図ります。また、成年後見センターに設置した中核機関の機能を活用し、一層の権利擁護の充実を図ります。	社会福祉課
3	消費生活相談事業	消費生活や多重債務等に関する相談に対応するため、専門相談を実施し、消費者トラブルの解決や被害防止を支援します。	くらし安全課
4	防犯活動普及事業	防犯協会や自主防犯組織への支援、暴力排除の推進等を通じて、地域の防犯力を高め、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを推進します。	くらし安全課
5	交通安全指導・教育事業	交通安全教室や通学路での見守り・交通指導を実施し、子どもから高齢者まで交通ルールの理解を深め、交通事故の防止を図ります。	くらし安全課
6	交通環境整備事業	道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等の修繕・整備を行い、安全で安心に通行できる交通環境の整備を推進します。	くらし安全課
7	健康安全教育推進事業	児童生徒の体力向上に向けた取組、薬物乱用防止教室や交通安全教室、様々な場面を想定した避難訓練を実施するほか、地域安全マップの見直しやスクールガード・リーダー、防犯パトロール・ボランティア協力員との連携、通学路合同点検を通じて、安全・安心な学校生活の確保に取り組みます。	小中一貫教育課
8	障がい者援護措置事業	障がい者虐待防止センターや配偶者暴力相談支援センターとの連携により、障がい者虐待防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、埼玉県と連携し虐待通報ダイヤルの周知、利用促進に努めます。	障がい福祉課
9	住宅基本事業	社会福祉課を含む関係者間の打合せを必要に応じて実施し、連携体制の強化を図るとともに、住宅確保要配慮者への居住支援の円滑化に取り組みます。	住宅・建築課

関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
2	市民後見人養成講座・フォローアップ講座開催回数	1 回	1 回
3	消費生活相談救済件数	61 件	50 件
4	防犯街頭キャンペーン（戸別訪問を含む）	14 回	10 回
5	交通安全教室参加者数	4,700 人	5,000 人
6	人身交通事故件数	218 件	150 件以下
7	防犯教室の実施	15 校	16校
8	障がい者虐待防止センター相談件数	3 件	5 件
9	関係者間の打合せ回数	1回／年	2回／年

■成年後見制度及び市民後見人に関する講演会の様子



■交通安全教室の様子



2　緊急時の支援対策の推進

1　現状と課題

第3期計画においては、避難行動要支援者への支援体制の整備や避難情報の周知、ハザードマップ等を活用した防災意識の向上に取り組んできました。また、感染症の発生・拡大に備え、市民や関係移管への情報提供や関係機関との連携を進め、緊急時に適切に対応できる体制づくりを進めてきました。

こうした取組を進める中で、避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進や、災害時における福祉避難所等の円滑な開設・運営に向けた訓練、関係機関との情報共有等、引き続き取り組むべき課題もあります。

2　施策の方針

避難行動要支援者の把握や個別避難計画の作成・周知を進め、一人ひとりの状況に応じた避難支援体制の充実を図ります。また、防災訓練や避難所開設訓練等を通じて、市民や関係機関の災害対応力を高めるとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた平常時からの備えを進めます。

さらに、災害や感染症発生等の緊急時に正確な情報を迅速に共有できるよう、関係機関との連携を強化し、様々な状況において必要な支援を継続して提供できる体制づくりを進めます。

3　施策の内容

［一人ひとりができること］

〇災害等の緊急時に備えて準備をしましょう。

〇緊急時に支援が必要な場合、隣近所や地域の人に相談しましょう。

［地域のみんなでできること］

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。

〇緊急時の支援について話し合いましょう。

〇声かけや情報提供等、緊急時の支援をしましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	避難行動要支援者対策推進事業	避難行動要支援者リストを更新するとともに、個別避難計画について周知・啓発を行い、個別避難計画提出者数の増加に努めます。また、システムを活用し避難行動要支援者リスト及び個別避難計画書を関係機関等へ情報提供を行います。	社会福祉課
2	災害ボランティアセンター事業	災害が発生した際に、被災者の困りごと（支援ニーズ）とボランティアを結びつけ、効果的な支援活動を行うための拠点（災害ボランティアセンター）を設置・運営するほか、平常時から、その準備を整えます。	社会福祉協議会
3	防災訓練運営事業	総合防災訓練や職員防災研修、避難所開設訓練を実施し、市民の防災意識の向上と災害対応力の強化を図るとともに、迅速な避難所運営体制の確保に取り組みます。	危機管理防災課
4	新型インフルエンザ等対策推進事業	新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために、関係機関と連携を図り、新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応ができる体制づくりを図ります。	健康増進課

関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	要支援者避難支援個別計画書提出者数	377 人	500 人
2	災害ボランティア登録者数	39 人	45 人
3	訓練参加人数	350 人	380 人
4	新感染症対策訓練の実施回数	1回	1回

基本目標4　多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

主な SDGs 関連指標	

1　相談・支援体制の充実

1　現状と課題

第3期計画においては、介護、子ども・子育て、障がい、生活困窮等、それぞれに応じた相談支援体制の充実を図るとともに、福祉・保険・医療等の関係機関が連携し、必要な支援につなげる取組を進めてきました。また、複合化・複雑化する生活課題に対応するため、分野を超えた相談支援や、社会とのつながりをつくる参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う包括的な支援体制の構築を進めてきました。

こうした取組を進める中で、相談窓口や支援制度を必要とする人が適切な支援につながるためには、各相談窓口の周知を進めるとともに、相談を受けた機関が他の専門機関と連携し、切れ目なく支援につなげていくことが課題となっています。

2　施策の方針

それぞれの状況に応じた相談支援のさらなる充実を図るとともに、相談窓口や支援制度に関する情報を分かりやすく発信し、必要な人が早期に相談や支援につながる環境を整えます。また、民生委員・児童委員や地域包括支援センターをはじめとする関係機関が相互に連携し、分野をまたぐ課題にも対応できる支援体制を強化します。

3　施策の内容

[一人ひとりができること]

〇身近な相談機関について調べましょう。

〇気付いたことを行政や専門機関等に相談しましょう。

[地域のみんなでできること]

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。

〇地域の相談機関との関わりを持ちましょう。

〇日常的な声かけ・見守りを行いましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	要保護児童対策事業	要保護児童等に関する相談や虐待への対応を行うとともに、関係機関との連携や訪問支援、施設措置等を通じて、児童と家庭への支援の充実を図ります。	こども家庭支援課
2	母子保健事業	母と子の健康づくりを推進するため、産後ケア事業、健康診査や相談、訪問指導、各種教室の実施等を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に努めます。	こども家庭支援課
3	教育相談推進事業	教職員の相談能力の向上を図るとともに、不登校対策や相談体制の充実を推進し、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を行います。	小中一貫教育課
4	民生委員・児童委員協議会補助事業【再掲】	八潮市民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付を通じ、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動に対する支援を行うとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員としての見識の向上を図るための各種研修会の開催支援に取り組みます。	社会福祉課
5	包括的支援事業	高齢者とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、いつでも気軽に相談することができる総合相談窓口として、地域包括支援センターを核とした相談体制の充実を図ります。	長寿介護課
6	障がい者総合支援事業【再掲】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉サービスや自立支援医療、補装具、地域生活支援事業を実施します。	障がい福祉課
7	心身障がい児訓練事業	言語指導、作業療法、理学療法、心理判定等による療育指導を実施します。	保育幼稚園課
8	障がい者就労支援事業	自ら就労先を見つけることや就労を継続していくことが困難な障がい者に対して就職相談や職場訪問、職場実習等の就労支援を行います。	障がい福祉課
9	健康増進事業	精神科医による「こころの健康相談」を実施するとともに、保健師による個別相談を実施します。	健康増進課

事業名		事業内容	主な担当課等
10	支援体制整備事業	子どもや障がい者、高齢者等、支援を必要とするすべての人たちが地域で安全・安心に暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。	社会福祉課
11	女性相談体制等充実事業	DVや困難な問題を抱える女性を対象とした相談や緊急一時保護を実施するとともに、関係機関と連携しながら安心して生活できるよう支援を行います。	こども家庭支援課
12	消費生活相談事業【再掲】	消費生活や多重債務等に関する相談に対応するため、専門相談を実施し、消費者トラブルの解決や被害防止を支援します。	くらし安全課
13	消費生活情報提供事業	消費生活展やセミナー、啓発活動を通じて消費者問題への理解を深めるとともに、高齢者を含む市民の消費者被害の未然防止を図ります。	くらし安全課
14	子育て支援事業（利用者支援事業）	子育て親子や妊産婦のニーズに合わせて、子育ての相談や、保育所や幼稚園の多様な子育て支援サービスを紹介する等、適切な子育て支援機関に子育て親子をつなぐ支援をします。	こども政策課
15	心配ごと相談事業	日常生活の悩みごと等の相談に応じるため、民生委員・児童委員協議会の協力のもと、「心配ごと相談所」を開設します。また相談員向けの研究会も実施します。	社会福祉協議会



関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	家庭児童相談室の年間相談件数	375 件	500 件
2	にじいろ子育て相談室相談件数	2,281 件	2,310 件
3	教育相談所相談件数	4,229 件	－※1
4	相談・支援活動件数	8,128 件	8,784 件
5	相談対応延べ件数（包括的支援事業）	延べ 11,671 件	－※1
6	特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所数	7箇所	10 箇所
7	年間通所児童数	1,204 人	1,400 人
8	（障がい者）就職者数	337 人	400 人
9	こころの健康相談の実施回数	12 回	12 回
10	連絡調整会議の開催回数	－※2	1 回
11	相談室の開設日数	4 回/週	5 回/週
12	消費生活相談件数	591 件	480 件
13	高齢者向け啓発事業	7 回	8 回
14	利用者支援事業（基本型）相談件数	773 件	439 件
15	相談件数（心配ごと相談事業）	10 件	16 件

※1　相談しやすい環境づくりを進めることが重要である一方、件数が増え続けることが必ずしも望ましいとは限らないため、目標値を「－」としている。

※2　令和7年度は事業開始前であるため、「－」としている。

2　社会的孤立防止体制・対策の推進

1　現状と課題

第3期計画においては、生活上の様々な課題を抱える人が地域から孤立することを防ぐため、民生委員・児童委員、町会・自治会、関係機関等と連携した見守りや相談支援を進めてきました。

こうした取組を進める中で、DVや困難な問題を抱える女性への相談支援や障がい者虐待の防止等については、専門的な支援を充実させることが課題となっています。また、地域における見守り活動についても、町会・自治会等とのさらなる連携が求められています。

2　施策の方針

高齢者、障がいのある人、生活困窮者、DVや困難な問題を抱える女性等、それぞれの状況に応じた相談・支援のさらなる充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげることで社会的孤立の防止を図ります。

3　施策の内容

［一人ひとりができること］

〇困っている人がいたら、手を差し伸べましょう。
〇困っている人がいたら、民生委員・児童委員や相談機関に知らせましょう。
〇助け合いの精神を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。

［地域のみんなでできること］

〇地域での助け合いや支え合いの意識を高めましょう。
〇日常的な声かけ・見守りを行いましょう。
〇日常的な交流機会をつくりましょう。

［行政等の取り組み］

事業名		事業内容	主な担当課等
1	女性相談体制等充実事業【再掲】	DVや困難な問題を抱える女性を対象とした相談や緊急一時保護を実施するとともに、関係機関と連携しながら安心して生活できるよう支援を行います。	こども家庭支援課
2	要保護児童対策事業【再掲】	要保護児童等に関する相談や虐待への対応を行うとともに、関係機関との連携や訪問支援、施設措置等を通じて、児童と家庭への支援の充実を図ります。	こども家庭支援課
3	コミュニティ意識高揚事業【再掲】	町会・自治会活動の周知・PRや情報提供、補助金の交付等を通じて活動を支援するとともに、加入促進や自治会館を活用した地域交流・子どもの居場所づくりを推進します。	市民協働推進課
4	民生委員・児童委員協議会補助事業【再掲】	八潮市民生委員・児童委員協議会に対する補助金の交付を通じ、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動に対する支援を行うとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員としての見識の向上を図るための各種研修会の開催支援に取り組みます。	社会福祉課
5	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労・家計支援等を実施し、生活の安定と自立を支援します。	社会福祉課
6	子育て支援事業（ホームスタートの実施）	育児に不安を抱えた家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問し、子育て相談や育児・家事等を一緒に行い、子育て親子をサポートします。	こども政策課
7	ひとり暮らし高齢者の見守り事業・歳末慰問品贈呈事業	・八潮市民生委員・児童委員協議会との共催で、見守りを希望する65歳以上のひとり暮らし高齢者への見守り活動を行います。 ・希望のある70歳以上のひとり暮らし高齢者等に歳末慰問品を配付します。	社会福祉協議会

関連する目標指標

事業番号	目標指標	本計画における実績値と目標値	
		実績値 R7年度	目標値 R14年度
1	女性相談の継続割合	71.4%	70%
2	八潮市要保護児童対策地域協議会の対象ケースのうち、終結した数の割合	16.9%	20%
3	町会自治会加入世帯数	17,521 世帯	19,059 世帯
4	相談・支援活動件数（民生委員・児童委員協議会補助事業）	8,128 件	12,600 件
5	新規相談件数（人口 10 万人・年間）	344 件	288 件
6	ホームスタート延べ訪問回数	517 件	517 件
7	見守り利用者数	457 件	470 件
	慰問品配付件数	589 件	600 件



第5章

計画の推進

第5章　計画の推進

1　計画を推進するための各主体の役割

本市の協働の在り方を踏まえ、地域福祉を推進するためにそれぞれの主体が担う役割を次のとおり整理します。

(1)市民

市民一人ひとりが地域福祉に対する学び、理解を深め、地域で支え合う意識を育むことが求められます。また、日頃から身近な地域に関心を持ち、自分にできる事を考えながら、地域活動や福祉活動に参加することも地域福祉の大切な取組の一つです。

(2)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民に身近な地域で生活上の相談等の様々な支援を行う役割を担っています。地域に根差した活動経験や住民とのつながりを生かし、支援を必要とする人や世帯の早期発見に努めるとともに、行政や社会福祉協議会、福祉関係機関等と連携しながら、適切な支援につなげます。

(3)関係機関

①教育機関

教育機関は、様々な人との関わりを通じて、子どもたちが互いの違いや多様性を認め合う意識を育む場としての役割を担います。また、地域に開かれた教育機関として、地域との交流や福祉教育等を通じて、地域社会を担う人材の育成につなげます。いじめや虐待、不登校等、子どもや家庭が抱える困難については、関係機関と連携し、早期の把握と適切な支援につなげます。

②医療機関

医療機関は、市民の健康と地域生活を支える存在として、適切な医療サービスを提供します。また、保険・福祉の関係機関との連携を図り、専門的な知識や情報を生かした相談・支援を行います。

さらに、退院後の生活や在宅療養等、医療と福祉の両面から支援が必要な人について、関係機関と連携して地域生活を支えます。

③保健所

保健所は、医療機関等と連携し、健康づくりや疾病の予防から治療、療養生活に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉の支援につながるよう、必要な連携や調整等を行います。また、専門的な知識や技術を生かし、地域の健康課題への対応や相談支援を行います。

④児童相談所

児童相談所は、こどもや家庭を取り巻く問題が複雑化・複合化する中で、こどもの権利や安全を守るため、相談対応や必要な調査、支援を行います。また、市町村や学校、医療機関、警察等の関係機関と連携し、こどもや家庭が抱える困難の早期発見・早期対応を図るとともに、必要な支援につなげます。

⑤警察

警察は、事件や事故への対応に加え、地域住民に身近な存在として地域の安全確保や防犯活動を行います。また、地域住民や行政、関係機関等との連携を図りながら、犯罪や事故の防止に取り組み、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを支えます。

⑥消防

消防は、火災や救急への対応に加え、地震や風水害等の大規模な自然災害に備え、市民の生命を守る役割を担います。また、災害時に円滑な対応を行うため、行政や医療機関、地域の活動団体等との連携を深めるとともに、防災・救急に関する普及啓発や訓練等を通じて、地域の防災力の向上につなげます。

(4)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するとともに、住民主体の様々な地域活動を支援します。また、地域の活動団体や関係機関との間に構築されたこれまでのつながりを生かし、地域の課題やニーズを把握しながら、地域の多様な主体をつなぐ役割を担います。

さらに、地域にある人材や活動、制度、施設等の様々な資源を結び付け、地域福祉活動のネットワークづくりを進めるコーディネーターとして、地域の支え合いの仕組みづくりを行います。

(5)行政

行政は、必要な施策の実施やサービスを提供するとともに、地域の様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携できる環境を整える役割を担います。また、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、専門性を生かした相談支援や必要なサービスの提供を行うとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を整備します。

さらに、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関との連携を図り、制度や分野の垣根を越えて必要な支援につなぐことで、地域福祉のセーフティネット機能を果たします。

(6)福祉事業者

福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、地域住民の多様なニーズに対応する役割を担います。

また、サービスの提供にとどまらず、日々の支援を通じて把握した地域住民の潜在的なニーズや生活課題を地域の関係機関と共有するとともに、専門的な知識や情報を活用した相談支援や情報提供を行います。

(7)活動団体

①町会・自治会等

町会・自治会等は、地域住民の日常生活に身近な存在であり、地域住民同士の交流や見守り、支え合い等、地域の実情に応じた活動を進め、地域コミュニティを支える基盤となる組織です。

地域で把握した生活上の困りごとや支援を必要とする人について、多様な主体と情報を共有し、必要な支援につなげる等、地域のつながりを生かした取組を進めます。

②ボランティア団体・NPO等

ボランティア団体・NPO等は、地域の課題解決に専門的や活動の特性を生かし、地域の様々な課題の解決に向けた活動を行います。また、多様な主体との連携を深め、地域のニーズを捉えながら、活動内容の充実や新たな活動の展開につなげます。

③企業・商工関係団体

企業・商工関係団体は、地域コミュニティの一員として、それぞれが持つ人材、技術、ノウハウ、資源等を生かし、地域貢献や社会貢献に向けた活動を行います。また、地域の多様な主体との連携を図りながら、地域の課題やニーズに応じた取組を進め、地域福祉の充実につなげます。

2　計画の進行管理

本計画に位置づけられた施策や事業を着実に実施していくため、次の体制に基づいた進行管理を行います。

(1)実施計画調書及び事業評価調書の作成・取りまとめ

年度ごとに、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書の作成・取りまとめを行います。

(2)地域福祉計画推進委員会での評価

地域福祉計画推進委員会において、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書を通じ、事業の実施状況等を把握するとともに、進捗評価の妥当性の確認や課題解決のための改善策及び取組方針等について検討します。

(3)評価結果の公表

地域福祉計画推進委員会からの評価結果を受け、その後、市ホームページ等を通じ、評価結果を公表します。

資料編

資料編

1 各種アンケート調査結果

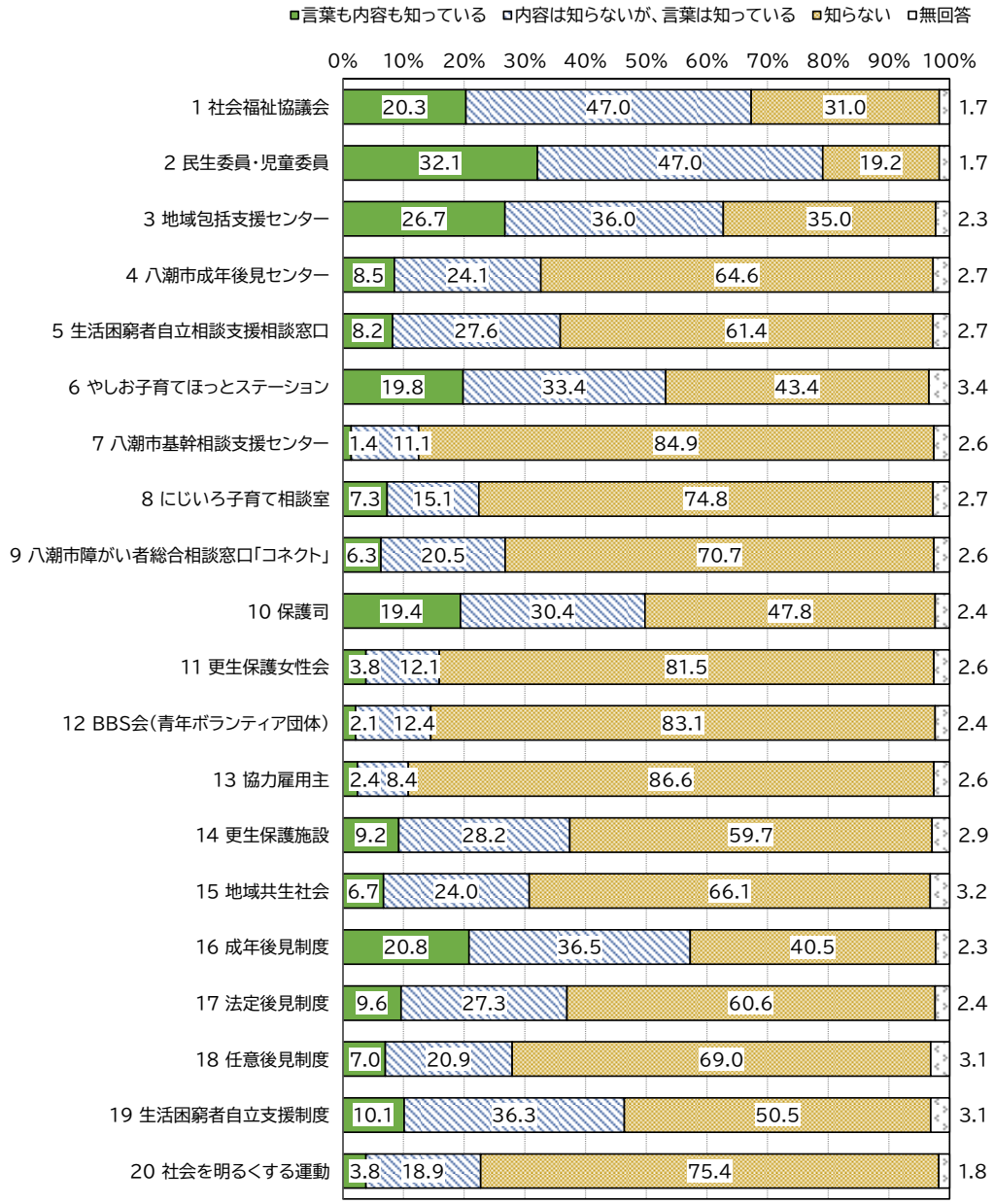
(1)地域福祉に関するアンケート

※グラフ内の【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

生活の状況について

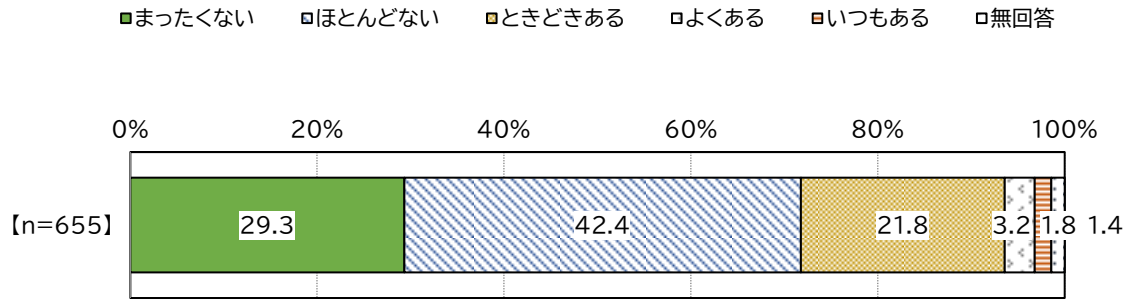
①あなたは、次のような地域福祉の組織や拠点、制度等を知っていますか。(○はひとつずつ)

地域福祉の組織や拠点、制度等について、『知っている』(「言葉も内容も知っている」と「内容は知らないが、言葉は知っている」の合計)の割合が半数を超えているのは、「1. 社会福祉協議会」「2. 民生委員・児童委員」「3. 地域包括支援センター」「6. やしお子育てほっとステーション」「16. 成年後見制度」となっています。一方で、「知らない」の割合が８割を超えているのは、「7. 八潮市基幹相談支援センター」「11. 更生保護女性会」「12. BBS 会(青年ボランティア団体)」「13. 協力雇用主」となっています。



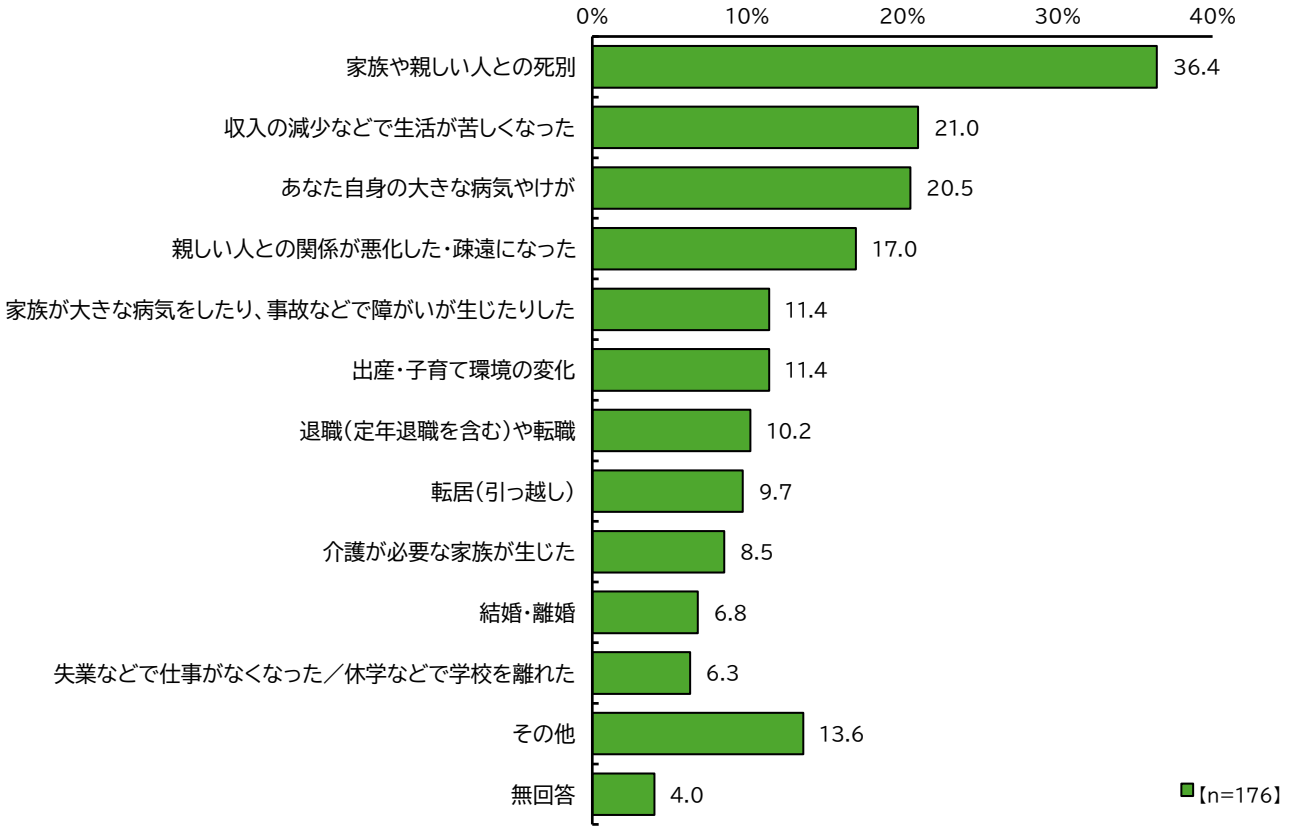
②あなたは普段の生活の中で、孤独や孤立を感じることはどのくらいありますか。（○はひとつ）

普段の生活の中で、孤独や孤立を感じることについて、「ほとんどない」が 42.4%で最も多く、次いで、「まったくない」が 29.3%、「ときどきある」が 21.8%となっています。



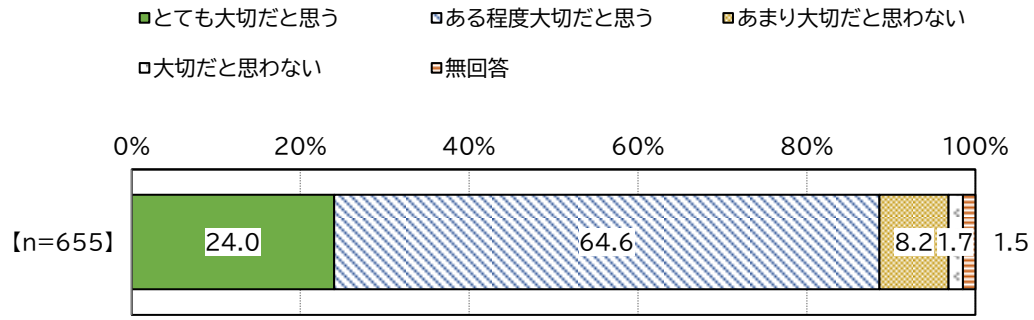
③【②で「ときどきある」、「よくある」、「いつもある」と回答した方に伺います。】
過去5年以内に、あなたが孤独や孤立を感じるきっかけになった出来事はありますか。（○はいくつでも）

普段の生活の中で孤独や孤立を感じることについて、そのきっかけになった出来事を調査したところ、「家族や親しい人との死別」が36.4%で最も多く、次いで、「収入の減少等で生活が苦しくなった」が21.0%、「あなた自身の大きな病気やけが」が20.5%、「親しい人との関係が悪化した・疎遠になった」が17.0%となっています。



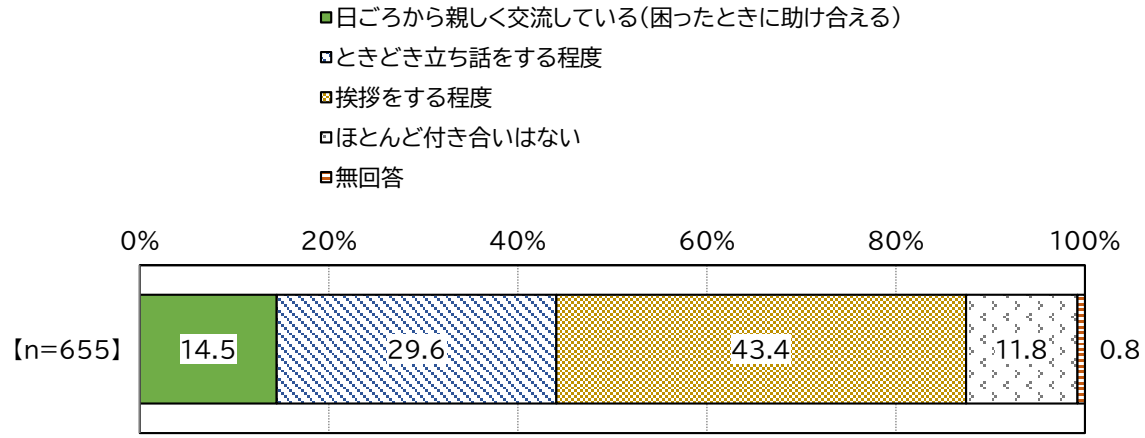
④あなたにとって、地域とのつながりはどの程度大切だと思いますか。（○はひとつ）

地域とのつながりについては、「ある程度大切だと思う」が 64.6%で最も多く、次いで、「とても大切だと思う」が 24.0%、「あまり大切だと思わない」が 8.2%、「大切だと思わない」が 1.7%となっています。



⑤近所とのお付き合いはどの程度ありますか。（○はひとつ）

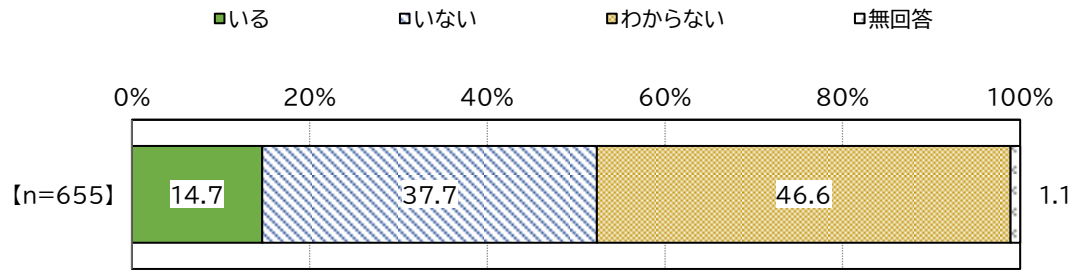
近所との交流の頻度について「挨拶をする程度」が 43.4%で最も多く、次いで、「ときどき立ち話をする程度」が 29.6%、「日ごろから親しく交流している（困ったときに助け合える）」が 14.5%、「ほとんど付き合いはない」が 11.8%となっています。



⑥あなたのお住まいの近所に、気にかかる（日常生活で見守りや支援が必要だと思われる）方はいますか。（○はひとつ）

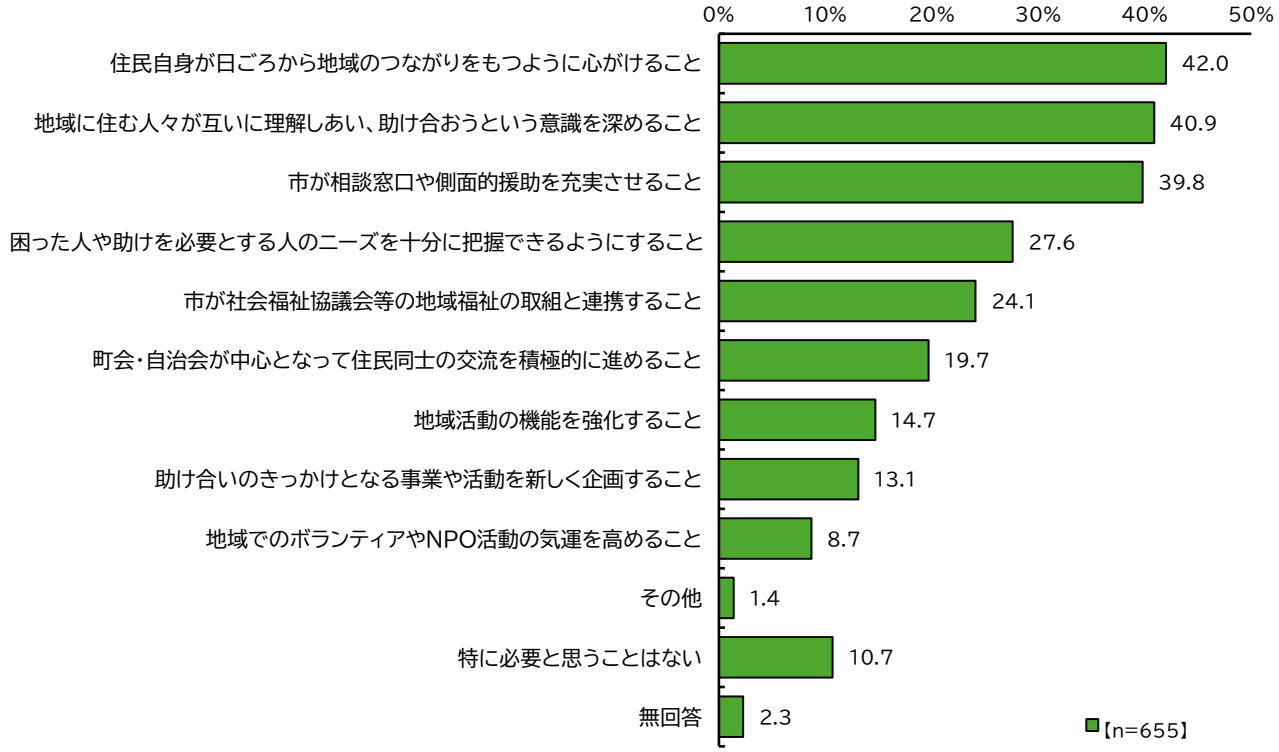
近所に、気にかかる（日常生活で見守りや支援が必要だと思われる）方がいるかどうかについては、「いる」が 14.7%、「いない」が 37.7%となっています。

一方で、「わからない」が 46.6%となっています。



⑦地域で助け合いの輪を広げていくために、特に必要だと思うことはどのようなことですか。（○はいくつでも）

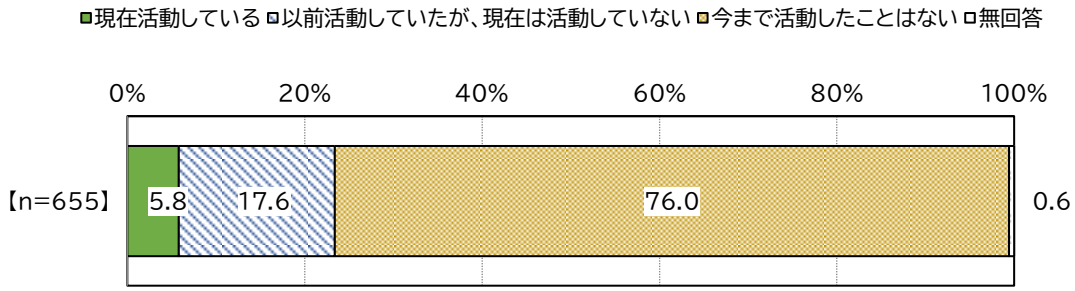
地域で助け合いの輪を広げていくために、特に必要だと思うことについては、「住民自身が日ごろから地域のつながりをもつように心がけること」が 42.0%で最も多く、次いで、「地域に住む人々が互いに理解しあい、助け合おうという意識を深めること」が 40.9%となっています。



地域活動・ボランティアについて

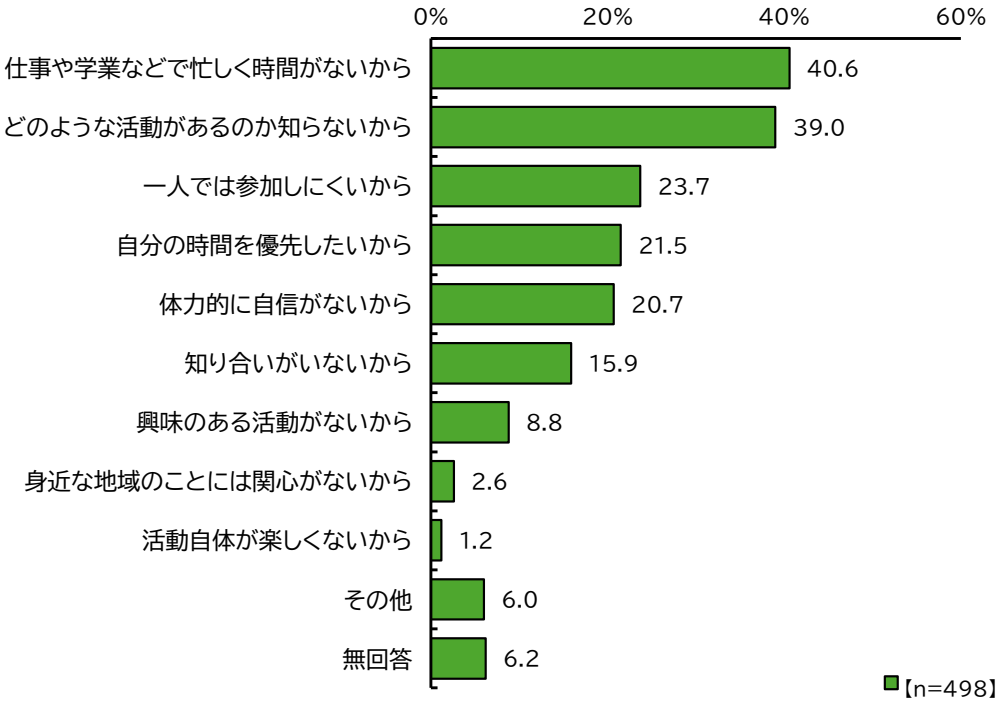
⑧これまでにボランティア等に参加したことはありますか。（○はひとつ）

ボランティア活動等への参加経験については、「現在活動している」が 5.8%、「以前活動していたが、現在は活動していない」が 17.6%、「今まで活動したことはない」が 76.0%となっています。



⑨【⑧で「今まで活動したことはない」と回答した方に伺います。】ボランティア活動等に参加していない主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

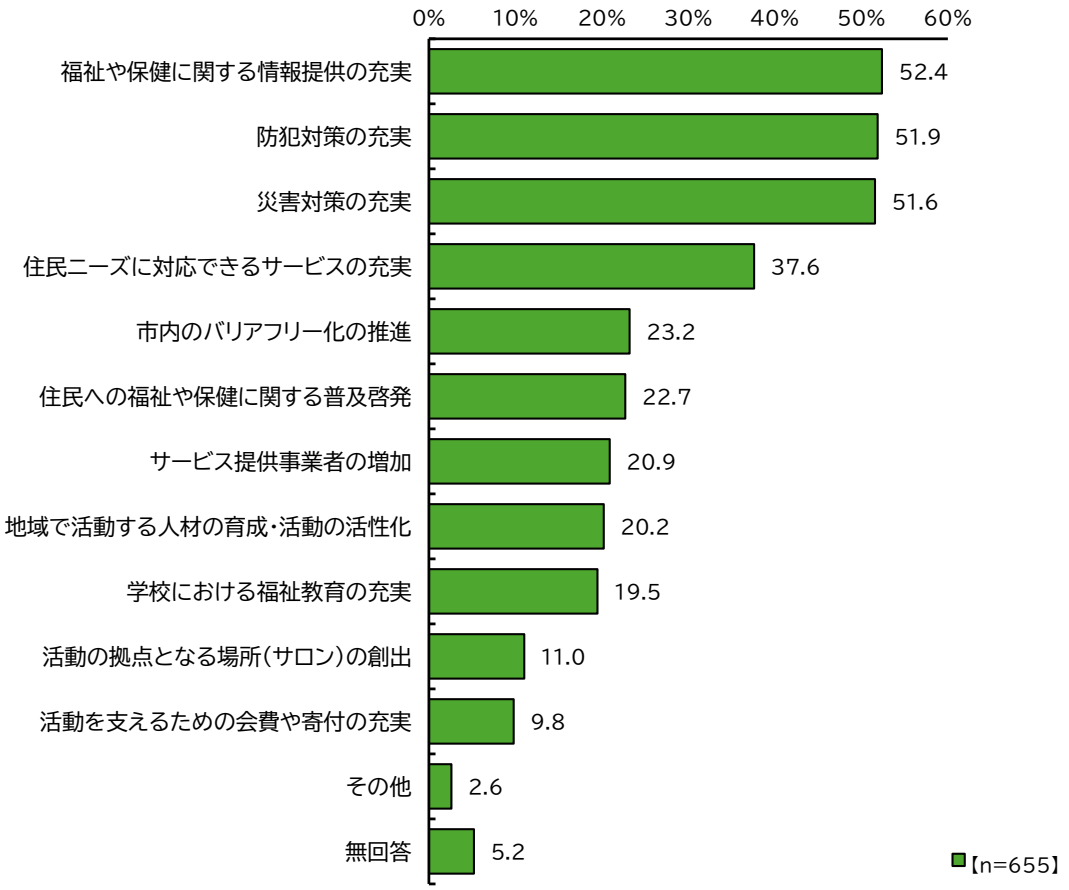
ボランティア活動等に参加していない主な理由については、「仕事や学業等で忙しく時間がないから」が 40.6%で最も多く、次いで、「どのような活動があるのか知らないから」が 39.0%、「一人では参加しにくいから」が 23.7%となっています。



今後の福祉施策等について

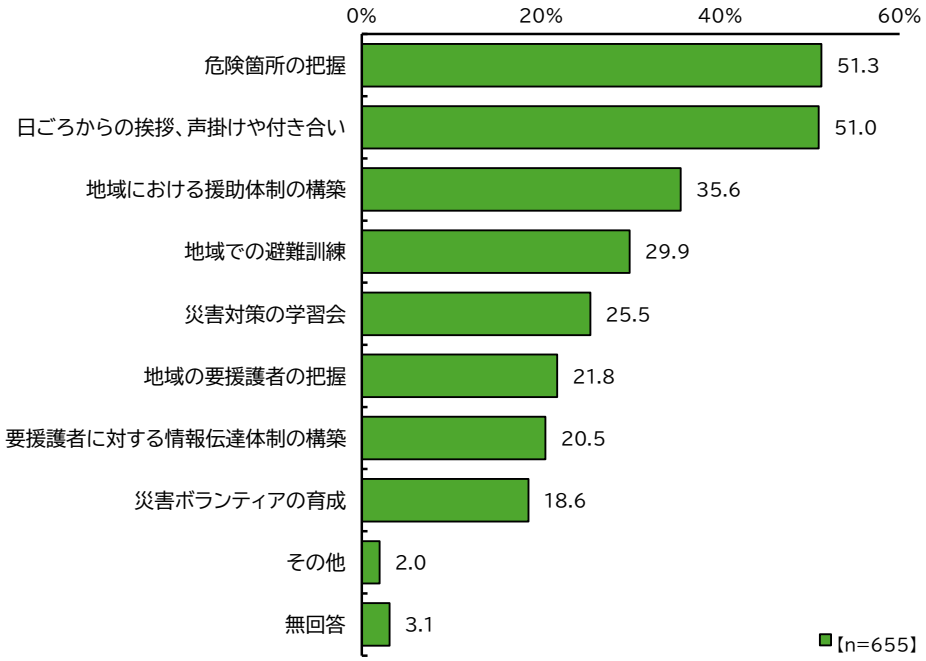
⑩あなたは、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、必要なことについては、「福祉や保健に関する情報提供の充実」が 52.4%で最も多く、次いで、「防犯対策の充実」が 51.9%、「災害対策の充実」が 51.6%、「住民ニーズに対応できるサービスの充実」が 37.6%となっています。



⑪地震等の災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことですが、あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

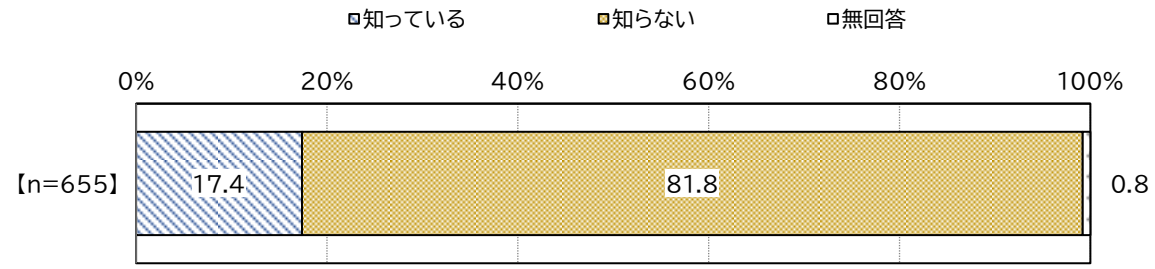
地域における災害時の備えとして必要なことについては、「危険箇所の把握」が 51.3%で最も多く、次いで、「日ごろからの挨拶、声掛けや付き合い」が 51.0%、「地域における援助体制の構築」が 35.6%、「地域での避難訓練」が 29.9%、「災害対策の学習会」が 25.5%となっています。



民生委員・児童委員について

⑫あなたの地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。(○はひとつ)

担当地区の民生委員・児童委員については、「知っている」が 17.4%、「知らない」が 81.8%となっています。

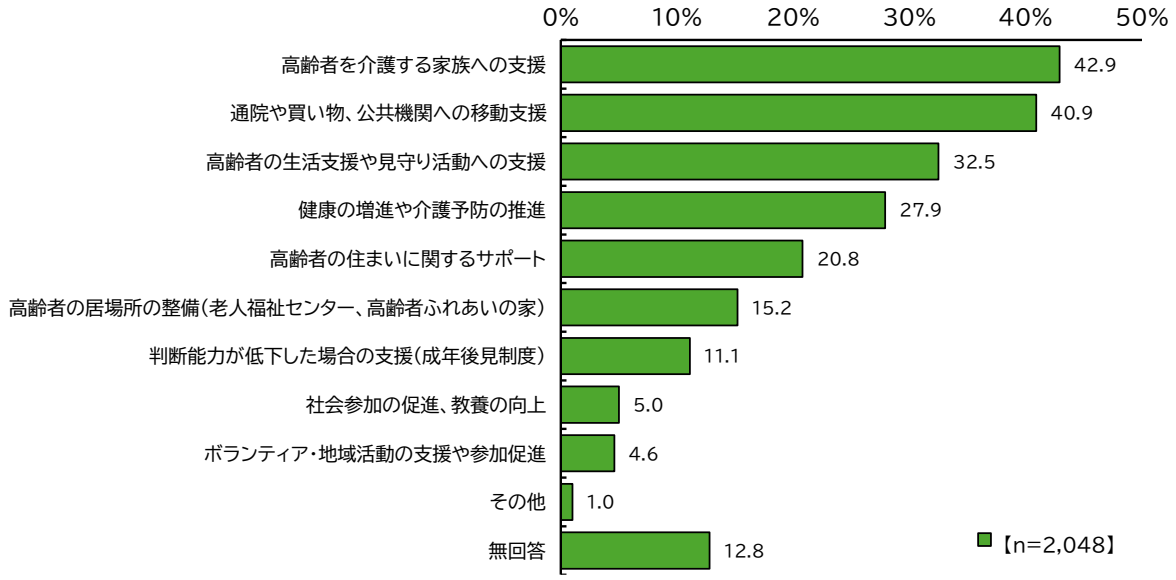


(2)高齢者実態調査

≪介護予防・日常生活圏域ニーズ調査≫

①今後、市が介護予防や高齢者が健康で安心して生活できるような取り組みを進めていくうえで、あなたは、市がどのようなことに重点を置くべきだと考えますか。(あてはまるもの3つまで○)

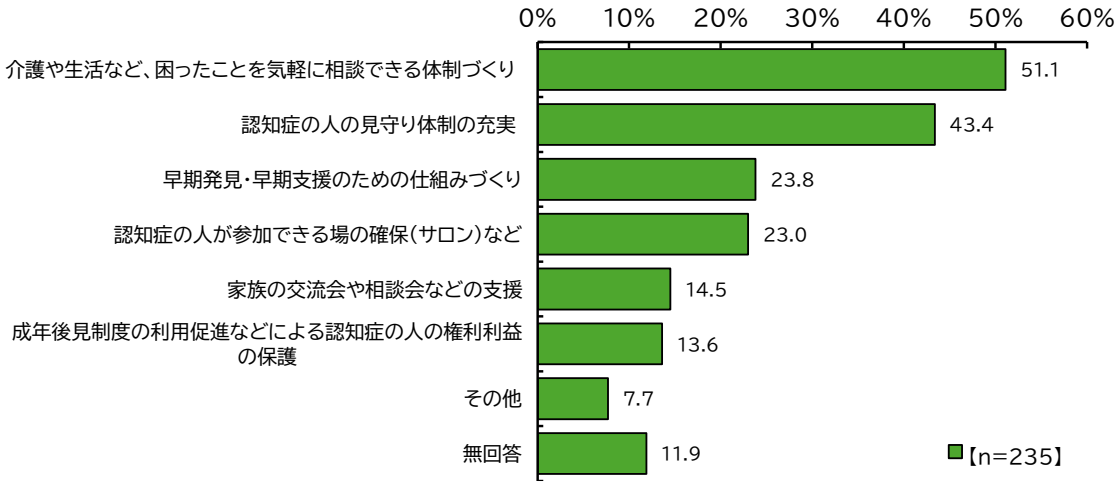
「高齢者を介護する家族への支援」が42.9%で最も多く、次いで、「通院や買い物、公共機関への移動支援」が40.9%、「高齢者の生活支援や見守り活動への支援」が32.5%、「健康の増進や介護予防の推進」が27.9%、「高齢者の住まいに関するサポート」が20.8%となっています。



≪在宅介護実態調査≫

②今後、認知症施策を進めていくうえで、市はどのようなことに重点を置くべきだと思いますか。(3つまで○)

ご本人が現在抱えている傷病について「認知症」と回答された高齢者に対して、市が重点を置くべき認知症施策について調査したところ、「介護や生活等、困ったことを気軽に相談できる体制づくり」が51.1%で最も多く、次いで、「認知症の人の見守り体制の充実」が43.4%、「早期発見・早期支援のための仕組みづくり」が23.8%、「認知症の人が参加できる場の確保(サロン)等」が23.0%、「家族の交流会や相談会等の支援」が14.5%となっています。

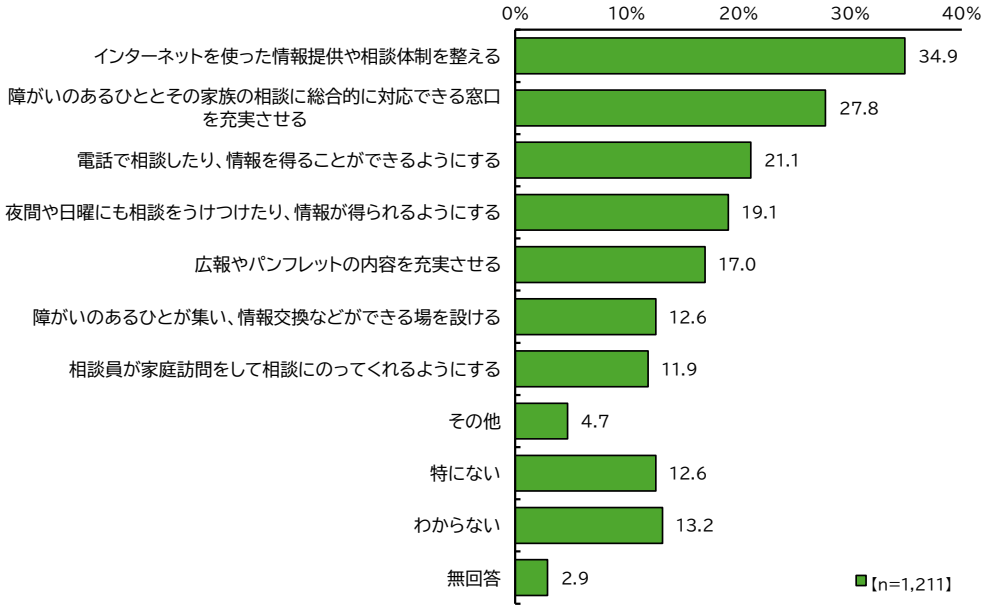


（3）八潮市福祉に関するアンケート調査

≪障がい者向け調査≫

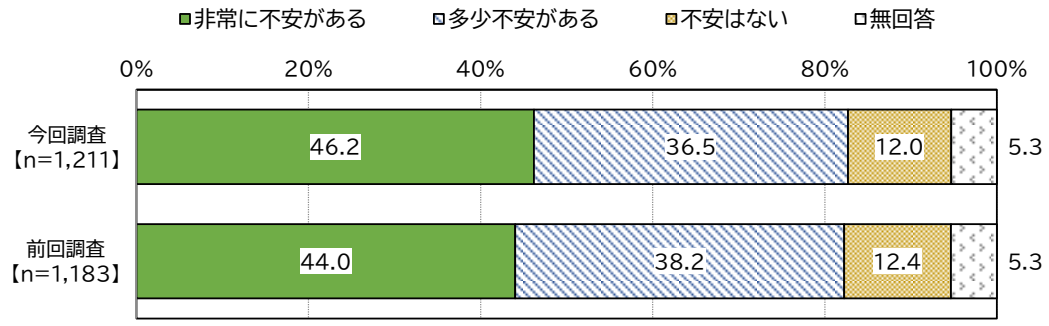
①日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供等について、どのようなことを改善していく必要があると思いますか。（○は3つまで）

「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が34.9%で最も多く、次いで、「障がいのあるひととその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が27.8%、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が21.1%となっています。



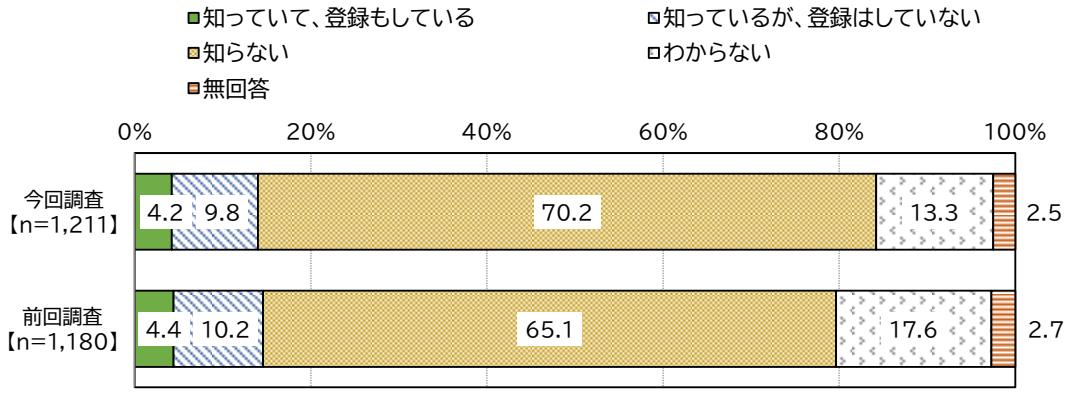
②地震や災害等が起きた場合、あなたは不安に思いますか。（○は１つだけ）

「非常に不安がある」が46.2%で最も多く、次いで、「多少不安がある」が36.5%、「不安はない」が12.0%となっています。



③あなたは、「八潮市避難行動要支援者個別避難計画書」について、知っていますか。（○は1つだけ）

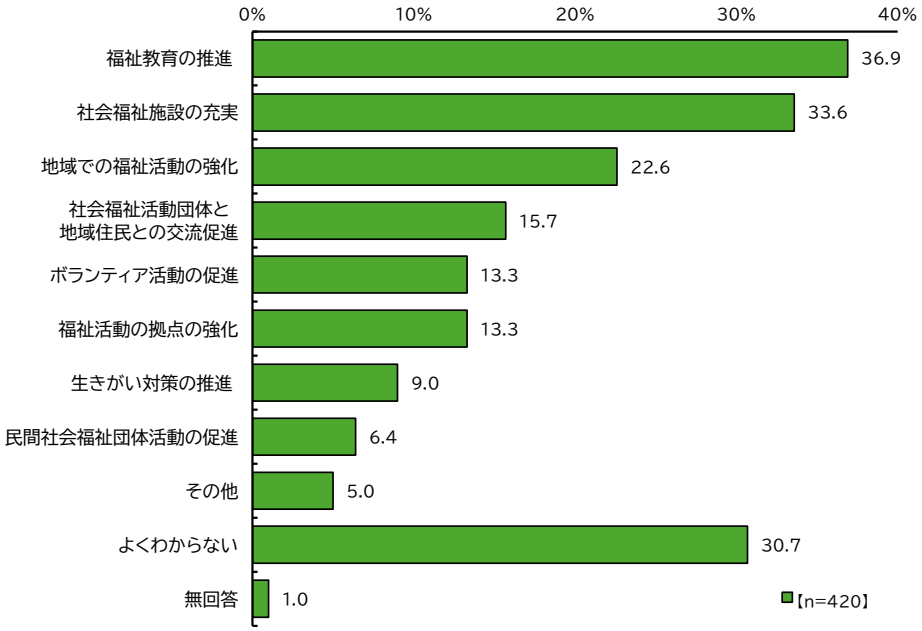
「知らない」が70.2%で最も多く、次いで、「知っているが、登録はしていない」が9.8%、「知っていて、登録もしている」が4.2%となっています。



≪市民向け調査≫

④八潮市の福祉を高めるための対応策として、どのようなことをすればよいと思いますか。（○は3つまで）

市の福祉を高めるための対応策については、「福祉教育の推進」が36.9%で最も多く、次いで、「社会福祉施設の充実」が33.6%、「地域での福祉活動の強化」が22.6%、「社会福祉活動団体と地域住民との交流促進」が15.7%となっています。

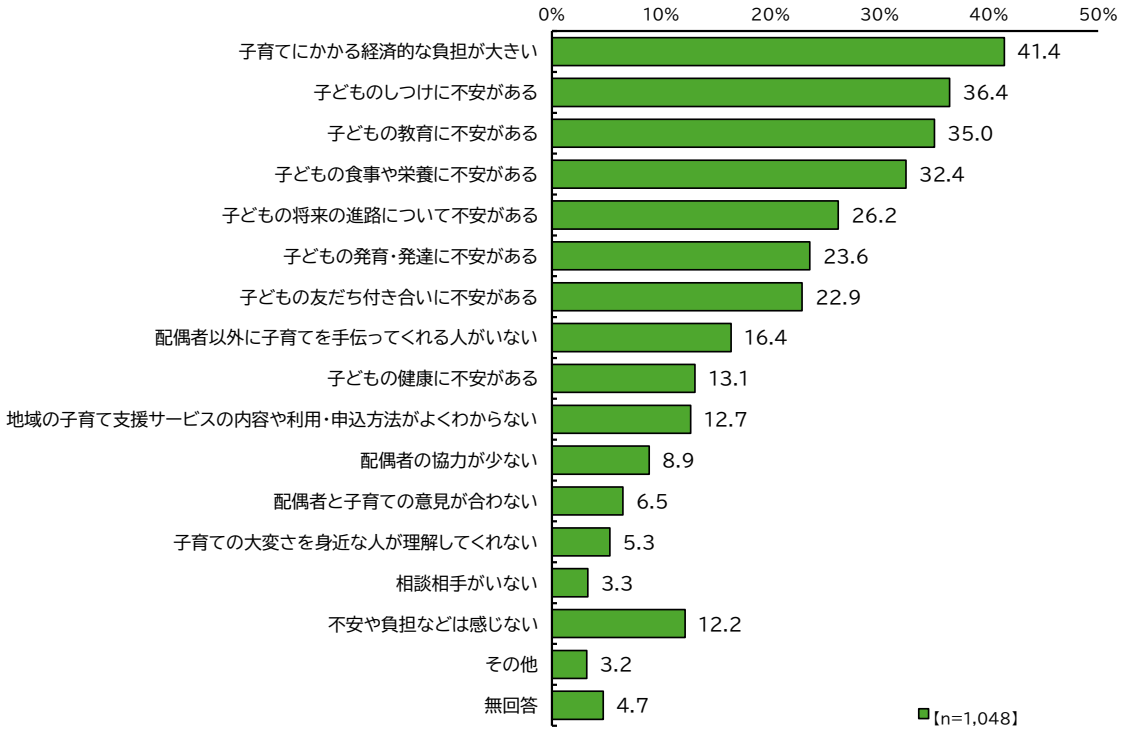


(4)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

≪就学前児童の保護者調査≫

①子育てに関して、不安や負担等を感じることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

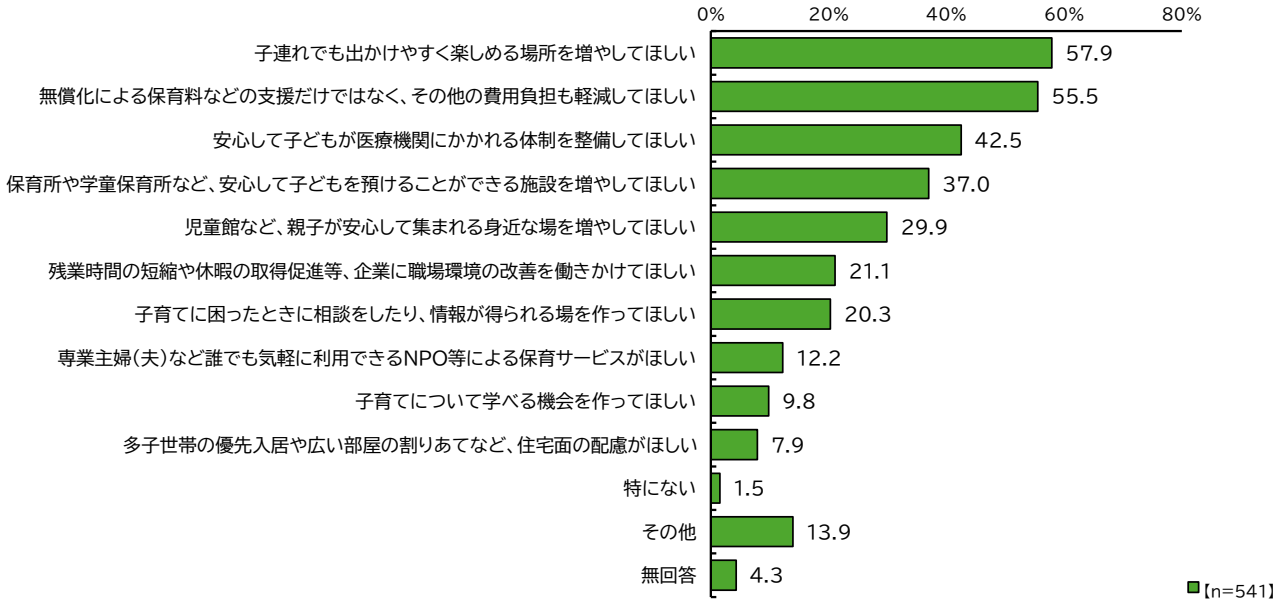
子育てに関して、不安や負担等を感じることについては、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が41.4%と最も多く、次いで「子どものしつけに不安がある」が 36.4%となっています。



≪小学生保護者調査≫

②市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。
(あてはまる番号すべてに○)

市に対して図ってほしい子育て支援の充実については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 57.9%と最も多く、次いで「無償化による保育料などの支援だけではなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が 55.5%となっています。



2 計画策定の経過

年月日	内容等

3 策定の体制

(1)八潮市地域福祉計画推進委員会

八潮市附属機関設置条例
八潮市地域福祉計画推進委員会規則

令和8年度八潮市地域福祉計画推進委員会委員名簿

（敬称略）

委員区分	氏名	選出団体	備考

4 用語解説

【ア行】

【カ行】

【サ行】

【タ行】

【ナ行】

【ハ行】

【マ行】

【ヤ行】

第4期八潮市地域福祉計画

令和9年●月

発　　行　　八潮市

企画・編集　　八潮市 健康福祉部 社会福祉課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048-996-2111(代表)　　FAX 048-996-2820

ホームページ https://www.city.yashio.lg.jp/